災害・環境対策特別委員会資料
令和３年８月２０日
防災まちづくり部防災課

避難計画に関すること（災害種別に応じた避難・避難所の感染症対策）

1　避難所等について

震災時

（１）区民避難所

・自宅の損壊などにより避難生活を送る必要が生じた際に避難者を受け入れる施設
・避難所運営会議（防災区民組織・施設管理者等・区職員）が開設、運営を行う
・避難所運営マニュアル【品川区標準版】に基づき、避難所ごとに個別マニュアルを作成

（２）補完避難所

・区民避難所の収容力に不足が生じた場合に、補完する施設
・区職員が開設、運営を行う

（３）二次避難所

・区民避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設
・区職員が開設、運営を行う

（４）福祉避難所

・区民避難所および二次避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設
・福祉施設等職員の協力を得ながら、区職員が開設、運営を行う

風水害時

（１）自主避難施設

・区内に被害をもたらすような台風の直撃等に際し、自宅での滞在に不安を感じる方を受け入れる施設
・各地区１カ所の計１５カ所を指定（大崎第一地区と大井第一地区は2カ所）
・台風通過の前日までに、区職員が開設、運営を行う

（２）避難場所

・災害の事象ごとに定め、避難指示の発令などに際し、危険を回避するために一時的に避難者を受け入れる場所

■土砂災害
①御殿山小、②第三日野小、③立会小、④品川学園、⑤上大崎シルバーセンター

■目黒川氾濫
①御殿山小、②第一日野小、③芳水小、④第三日野小、⑤第四日野小

■高潮による立会川氾濫
①立会小、②浜川小

（３）その他

被害状況等に応じて、震災時における区民避難所等を開設する

2　在宅避難について

- 環境変化による体調不良防止・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、在宅避難を推奨
- 在宅避難に備え、食料・飲料水は最低３日分、なるべく１週間分の確保を周知
- 避難所以外で生活する避難者は、最寄りの区民避難所へ避難先や避難環境等を届出することを平常時から周知・啓発
- 在宅避難者には、区民避難所で支援物資の支給

避難情報の発令基準

警戒レベル	避難行動	発令基準		
		土砂災害	目黒川	立会川
レベル５	緊急安全確保	・がけ崩れの前兆現象の発見 ・がけ崩れ発生 ・大雨特別警報	A.P.+5.42m（観測点：荏原調節池上流）	危険水位（T.P.+1.80m）
レベル４	避難指示	土砂災害警戒情報発令等	A.P.+4.47m（観測点：荏原調節池上流）	警戒水位（T.P.+1.50m）
レベル３	高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）の発表	荏原調節池への流入量5万リューベ、かつ今後も水位上昇の恐れ	高潮警報等の発表

3　要配慮者の避難について

国等の動向

平成２５年

- **「災害対策基本法」改正**
  - ・「災害時要援護者」から「要配慮者」、「避難行動要支援者」へ用語整理
  - ・避難行動要支援者名簿の作成義務化
- **「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」策定**
  - ・避難行動要支援者名簿や全体計画の作成

平成２９年

- **「水防法」、「土砂災害防止法」改正**
  - ・浸水想定区域内等にある要配慮者利用施設の管理者に避難確保計画の作成と避難訓練が義務化

令和３年

- **「災害対策基本法」改正**
  - ・個別避難計画作成の努力義務化
- **「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」改定**
  - ・優先度の高い避難行動要支援者について、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む
  - ・個別避難計画の作成に関する留意事項として、避難支援等実施者や避難先などの設定等が追加

区の取り組み

平成２８年

- **「品川区要配慮者支援全体計画」策定**
  - ・区における要配慮者の支援に関する考え方や方針、具体的な支援内容等をまとめた計画
- **「避難行動要支援者名簿」の作成・共有**
  - ・「避難行動要支援者名簿」（災害時外部提用）と「避難支援個別計画作成名簿」（平常時外部提供用）の２種類の名簿作成
  - ・後者の名簿については、防災区民組織等と平時より情報共有を図る
- **防災区民組織を対象とした「避難行動要支援者支援体制構築事業」**（平成28年～令和２年）
  - ・個別計画作成会、避難誘導ワークショップ
  - ・支援体制づくりの手引き作成

令和２年

- **要配慮者利用施設の指定（166施設）**
- **福祉部「災害時対応等検討委員会」**
  - ・在宅介護支援センター（ケアマネジャー）による個別計画作成モデル事業
  - ・福祉避難所等のあり方検討

今後の取り組み

- **個別避難計画の作成**
  - ・R3年度より高齢者、障害者の個別避難計画作成を在宅介護支援センター（ケアマネジャー）等に委託
  - ・防災区民組織による個別避難計画作成も継続し、避難行動要支援者を地域全体で支える仕組みづくりを構築
- **防災区民組織と福祉関係者の連携強化**
  - ・過去５年間行ってきた防災区民組織の支援体制を強化するため、福祉関係者等との連携に関する検討会や避難誘導訓練を実施
  - ・上記事業の成果を取りまとめた連携要領を作成し、全ての防災区民組織や福祉関係者等と共有
- **避難確保計画作成支援**
  - ・避難確保計画が義務付けられた要配慮者利用施設の管理者に対し、計画作成会を開催し、作成支援を実施
- **品川区要配慮者全体計画の改定検討**

  「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定を受け、今後、区の全体計画の改定を検討

4　避難所の感染症対策について

- **新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアルの作成・周知**
  - ・国や都等の資料をもとに、令和２年７月に品川区標準版のマニュアルを作成
  - ・避難所連絡会議やホームページ等で各防災区民組織に周知
  - ・国の交付金を用いた資機材の整備や訓練結果を反映させるため、マニュアルを更新中
- **感染対策用備蓄品の購入**
  - ・簡易間仕切りや自動ラップ式ポータブルトイレ、非接触型体温測定装置等の資機材を購入し、避難所運営における感染対策を実施

資料１

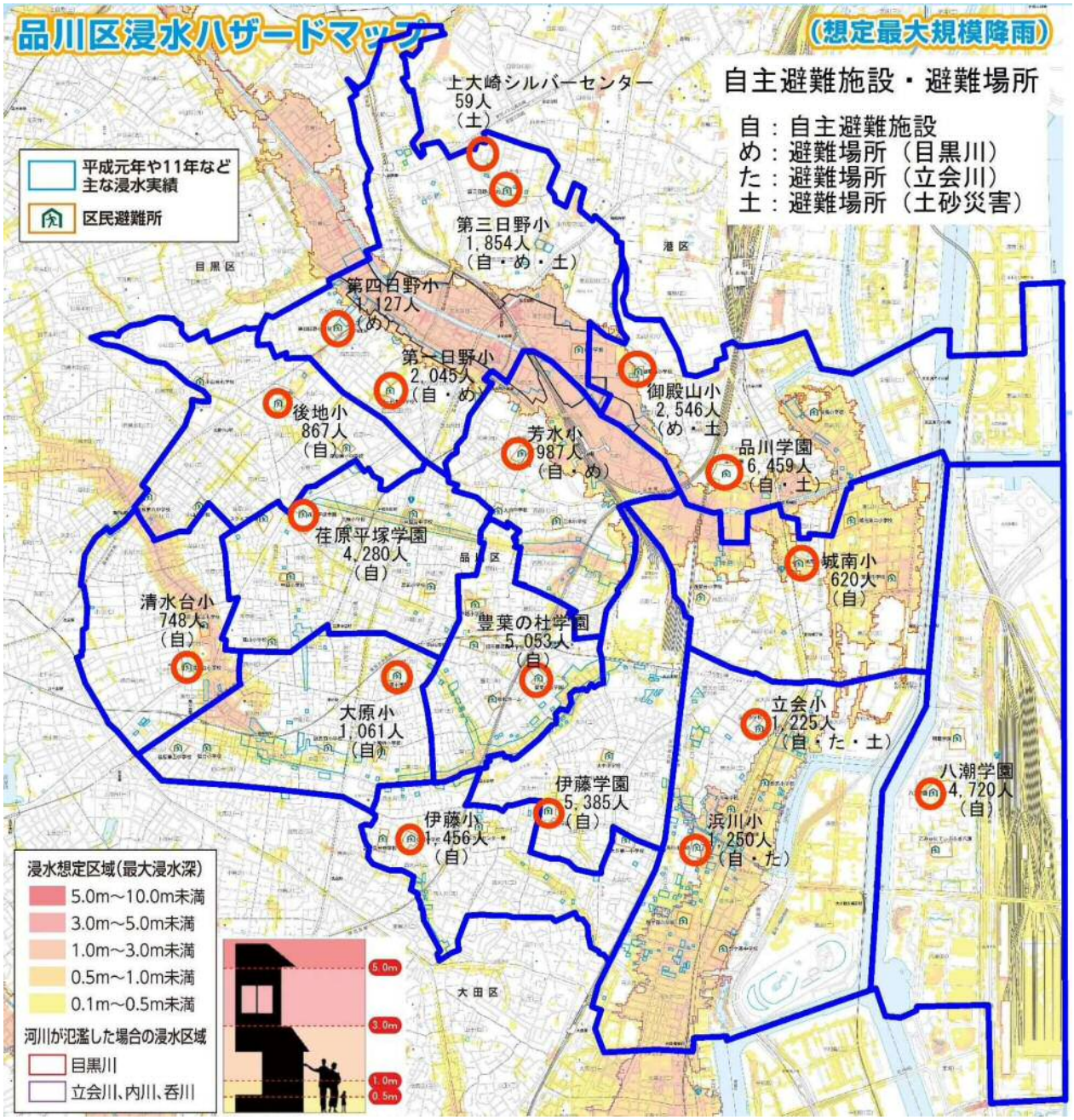

		自主避難	目黒川	立会川	土砂災害
1	御殿山小		○		○
2	品川学園	○			○
3	城南小	○			
4	第一日野小	○	○		
5	第三日野小	○	○		○
6	第四日野小		○		
7	上大崎ｼﾙﾊﾞｰｾﾝﾀｰ				○
8	芳水小	○	○		
9	立会小	○		○	○
10	浜川小	○		○	
11	伊藤学園	○			
12	伊藤小	○			
13	後地小	○			
14	清水台小	○			
15	荏原平塚学園	○			
16	大原小	○			
17	豊葉の杜学園	○			
18	八潮学園	○			
	計	15か所	5か所	2か所	5か所

自主避難施設

区内に被害をもたらすような台風の直撃などに際し、自宅での滞在に不安を感じる方を受け入れる施設

避難場所

災害の事象ごとに定め、避難指示の発令などに際し、危険を回避するために一時的に避難者を受け入れる場所

区民避難所

自宅の損壊などにより避難生活を送る必要が生じた際に、避難者を受け入れる施設

参考資料１

品川区地域防災計画　抜粋
（避難所・要配慮者）

第７部　避難者対策

対策の基本的な考え方

揺れや火災等の危険から命を守るための一時的避難や、避難所での避難生活について周知を進める。また、避難者の多様性に配慮しつつ区民避難所の良好な生活環境を確保するとともに、区民避難所での生活が難しい要配慮者に対し二次避難所、福祉避難所を準備する。

【用語の定義】

①一時（いっとき）集合場所

避難を行う場合に、防災区民組織（町会・自治会）単位で一時的に集合して様子を見る場所または集団で避難するための身近な集合場所のことをいう。

②区民避難所

災害対策基本法に基づき定め、自宅の損壊などにより避難生活を送る必要が生じた際に避難者を受け入れる施設をいう。

③補完避難所

区民避難所の収容力に不足が生じた場合に、これを補完する他の施設等のことをいう。

④二次避難所

区民避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設のことをいう。

⑤福祉避難所

区民避難所および二次避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設のことをいう。

⑥広域避難場所

大地震時に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所で、都が指定しているオープンスペースのことをいう。

⑦地区内残留地区

震災時に大規模延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない地区のことをいう。

【 現在の取組み状況 】

①避難体制

○避難を要する区民を収容するために確保した 52 ヵ所の区民避難所について良好な避難生活を継続できるよう、耐震化、物資の備蓄、通信設備などの環境整備を進めている。

②区民避難所の管理・運営体制

○区民避難所への区職員の配置について定め、避難所運営会議との連携のもと避難所運営マニュアルの作成など、管理・運営体制の整備を進めている。

③要配慮者の安全確保

○平成 27 年度に、要配慮者の把握、避難行動要支援者の支援体制の基本方針を定めた品川区要配慮者支援全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を毎年避難支援等関係者に配付するとともに、防災区民組織に対して支援体制構築補助事業を実施している。

【 課題 】

①避難体制

○区民の避難生活に備え、避難施設の役割や避難行動の周知を図るとともに、生活環境を整備することが必要である。

②区民避難所の管理・運営体制

○区民避難所での区職員や避難所運営会議等関係者の連携、避難所以外で生活を継続する避難者への配慮が必要である。また、避難所の運営に関する体制の充実を図るため、マニュアル等のさらなる具体化が必要である。

③要配慮者の安全確保

○品川区要配慮者支援全体計画をもとに、要配慮者の特性に応じた支援体制の確立が必要である。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者に対しては、安全確保のため個別計画書の作成を進捗させることが必要である。

【 対策の方向性 】

①避難体制

○備蓄とあわせた女性や要配慮者等の視点、プライバシーの確保、防犯、衛生面等の充実などの良好な環境整備に係る対策を推進する。

②区民避難所の管理・運営体制

○区民避難所の地域性やこれまでの災害の教訓を踏まえたマニュアルのさらなる具体化を図るなど、管理・運営体制を構築するとともに、訓練等を通じて充実を図る。

③要配慮者の安全確保

○避難行動要支援者の安全確認や平常時からの見守り体制を地域と連携し推進する。将来的には、要配慮者全体の支援体制の構築を目指す。

各対策の要点

予防対策

対策１　避難体制

第１　避難勧告等の基準

○避難を行う前提となる避難勧告等に係る権限、対象、一般的基準を示す。

第２　避難施設の役割

○避難を行うに当たっての前提となる避難施設（一時集合場所、広域避難場所、区民避難所等）および避難の流れについて示す。

第３　避難所等の指定・安全化

○避難所等の指定基準や指定の現況等に基づき、さらなる機能の充実等を目指す。

○要配慮者等の生活スペースの確保、避難所からの移送先となる二次避難所・福祉避難所のさらなる確保を進める。

対策２　区民避難所の管理・運営体制の整備

第１　区民避難所の管理・運営体制の整備

○各避難所単位でのマニュアルを整備し、管理運営体制の充足を図る。また、避難所に対して、愛玩動物（ペット）の同行ルールの設定等の対策を進める。

○災害時に避難所以外の避難者の避難先を、区として把握することの重要性を区民へ周知する。

○地域の協力を得て、避難所外で生活する避難者の所在等を把握する手法の確立を目指す。

対策３　要配慮者の安全確保

第１　要配慮者の安全確保

○品川区要配慮者支援全体計画に位置づけた要配慮者対策に係る前提、考え方等に基づき、登録対象者に対して、避難行動要支援者名簿への登録の推進を図っていく。なお、要配慮者対策に係る前提、考え方については、品川区要配慮者支援全体計画に位置付けている。

応急復旧対策

対策１　避難誘導

第１　避難誘導に向けた準備

○避難勧告等の発令対象・基準等に基づき、区民等に伝達する情報の伝達方法や取るべき行動など、区災害対策本部としての避難の考え方等を定める。

第２　避難行動および避難誘導

○避難勧告等が発令された場合、地元警察署および消防署の協力を得て、区民、防災区民組織は最寄りの安全な場所へ一時的に避難する。

○避難行動要支援者は、家族や近隣住民の支援を受け避難を行う。防災区民組織は、避難行動要支援者の安否確認および避難誘導を行う。

○区有施設では、最寄りの安全な場所での施設利用者の安全確保に向け、避難誘導を行う。

対策２　区民避難所の開設・運営等

第１　区民避難所の開設・運営

○区民避難所の開設や避難所運営機能を確保する上で必要な対応を行う。

○区民避難所内での健康維持に向けた広報・指導等を実施する。

第２　共同生活をする上での配慮

○健康管理、衛生管理、男女共同参画の視点、要配慮者支援、愛玩動物の管理等、避難所における多様な主体との生活に配慮する。

第３　避難者の他地区への移送

○区民避難所に避難者を受入れることが困難な場合、他地区への移送について、都知事（都福祉保健局）へ要請する。

予防対策

対応テーマ
対策１　避難体制
対策２　区民避難所の管理・運営体制の整備
対策３　要配慮者の安全確保

対策１　避難体制

【各機関の役割】

機関名	役　　割
区	・避難勧告等の基準 ・避難施設の役割 ・避難方法の周知 ・避難場所の指定・安全化

【具体的な取組】

第１　避難勧告等の基準

○避難を行う前提となる避難勧告等に係る権限、対象、一般的基準を示す。

１　避難勧告等の権限および対象

①　災害対策基本法第 60 条の規定に基づき、災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、人の生命または身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、区長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、および急を要すると認められるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

②　区長が上記の立退きを指示することができないとき、または区長から要請があったときは、同法第 61 条の規定に基づき、警察官または海上保安官は、必要と認める地域の居住者等上記の対象者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

２　避難勧告等の一般的基準

避難勧告等の基準は、原則として次のような事態になった場合に発するものとする。

＜避難勧告等の一般的基準＞
・避難の必要が予想される警報が発せられたとき（例えば津波警報等）
・大震災時、火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が大きいと予想されるとき、または、大地震時に同時多発の火災が延焼拡大し、ふく射熱等により人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予想されるとき
・建物の倒壊の可能性が高く、生命または身体に危険性があると認められるとき
・有毒ガスの流出拡散により、人命に及ぼす危険性が高いと予想されるとき
・爆発の恐れがあるとき
・その他、住民の生命および身体を災害から保護するため、必要と認められたとき

図表 7-１　避難勧告等の種類、発令時の状況および住民に求める行動

		発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル３	避難準備･高齢者等避難開始	○避難行動に時間を要する要配慮者（避難行動要支援者を含む）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○避難行動に時間を要する要配慮者（避難行動要支援者を含む）は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常時持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル４	避難勧告	○通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
警戒レベル５	避難指示 （緊急）	○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第２　避難施設の役割

○避難を行うにあたっての前提となる避難施設（一時集合場所、広域避難場所、区民避難所等）および避難の流れについて示す。

１　避難施設

（１）一時（いっとき）集合場所

避難を行う場合に、防災区民組織（町会・自治会）単位で一時的に集合して様子を見る場所または集団で避難するための身近な集合場所をいう。

資料 45　町会・自治会別一時（いっとき）集合場所・区民避難所等一覧

（２）広域避難場所

大地震時に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所で、都が指定しているオープンスペースをいう。

資料 46　広域避難場所一覧

資料 47　地区内残留地区一覧

（３）区民避難所

災害対策基本法に基づき定め、自宅の損壊などにより避難生活を送る必要が生じた際に避難者を受け入れる施設をいう。

避難所で提供する生活支援の主な内容は次のとおりとし、提供する対象はすべての被災者とする。

項　　目	内　　容
安全・生活基盤の提供	・安全な施設での受入れ ・非常食、飲料水、毛布、生活必需品等の提供 ・一時的な生活の場の提供
保健・医療等の支援	・傷病の治療、健康相談、心のケア等の保健医療サービスの提供 ・トイレ、風呂、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境の維持
情報支援	・災害情報、安否確認等の提供 ・生活支援相談・復興支援情報等の提供

資料 48　区民避難所設置計画

（４）補完避難所

区民避難所の収容力に不足が生じた場合に、これを補完する他の施設等をいう。

資料 49　補完避難所一覧

（５）二次避難所

区民避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設をいう。

資料 50　二次避難所一覧

（６）福祉避難所

区民避難所および二次避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設をいう。

資料 51　福祉避難所一覧

２　避難の流れ（図表 7- 2）

（１）発災直後

まず、自身の身の安全を守るための行動を行う。揺れがおさまったところで、出火防止のための点検を行い、必要に応じて初期消火を行う。その後、避難路の確保を行った上で、家族や自宅の状況等について確認する。

（２）避難行動

①　自宅が無事、安全である場合、自宅に留まる。

②　自宅が損壊している、家での生活に不安がある等の場合、最寄りの安全な場所（一時集合場所、広域避難場所、区民避難所、補完避難所）へ一時的に避難し、状況を確認する。

図表 7-２ 地震発生時の避難の流れ

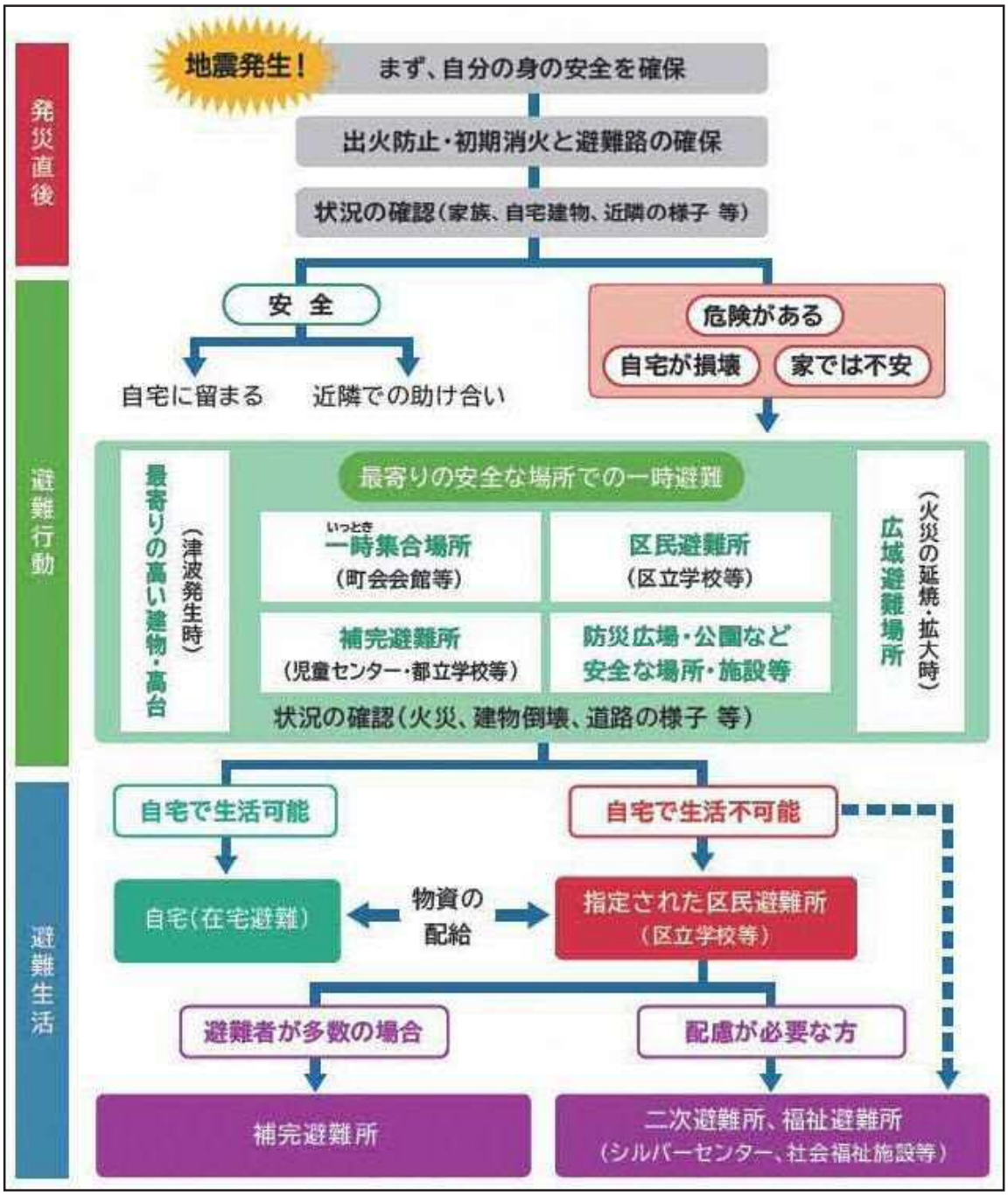

（３）避難生活

① 自宅で生活が可能な場合、自宅に戻り生活する。

② 自宅で生活が不可能と判断した場合、指定された区民避難所で避難生活を送る。

③ 区民避難所に入れなかった場合、補完避難所へ避難する。区民避難所の環境では、避難生活が難しい場合、二次避難所もしくは福祉避難所への移動を希望する。

３ 避難方法の周知等

（１）区民への避難方法、状況等の周知

ア 地域または町会・自治会、防災区民組織への周知

① 避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域または町会・自治会単位の実情を把握するよう努める。

② 防災区民組織等に対して、震災後の対応の流れについて「しながわ防災学校」等で周知啓発を図っていく。

③ 避難の勧告または指示を行ういとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

イ 住民への周知

① 効率的・効果的な避難を実現するため、区民避難所や一時集合場所、広域避難場所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。

② 想定災害を踏まえた防災地図を作成し、避難行動について啓発していく。

（２）広域避難場所の運営について

① 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずる必要があることから、その内容および方法等について、あらかじめマニュアル等に定めておく。

② ２以上の区にわたって所在する広域避難場所または２以上の区の被災住民が利用する広域避難場所の運営について、関係する区があらかじめ協議して対処する。

（３）円滑な避難実現に向けた体制強化

① 避難すべき区域および判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

② 避難所以外で生活する避難者（テント泊者、車中泊者等）が滞在すると予想される、運動場、空地などをあらかじめ把握しておく。

４ 安全確保計画の策定

（１）区教育委員会

① 校長または幼稚園長（以下、「校長等」という）は、災害発生時における園児・児童・生徒の安全確保と管理について万全を期するために、学校および地域の実態に応じて、具体的な避難計画を作成する。

② 校長等は、避難計画を園児・児童・生徒ならびに所属職員に周知徹底するとともに、その計画に基づき計画的に避難訓練を実施するように努める。

③ 教育委員会や地域と連携し、区内防災訓練に積極的に取組む。

④ 校長等は、避難計画を作成するにあたり、次の事項に留意する。

・学校の防災組織に基づき、連絡・通報の方法および情報伝達の方法を確認する

こと。
・災害発生の時間や場所に応ずる避難方法・経路を具体的に確立するとともに、園児・児童・生徒の登下校時における避難方法を想定し、防災区民組織（町会・自治会）との協力で、安全を確保できるようにすること。
・名簿・非常災害時家庭連絡簿など、非常時に必要なものを表にして（「非常持ち出し一覧表」）すぐに搬出できるようにしておく。
・帰宅できない児童等の対応、備蓄品等を避難所連絡会議で協議しておく。
・保護者への引き渡しが困難な児童・生徒用に、児童・生徒数の３割の３日分の食糧、飲料水および毛布を備蓄しておく。

（２）区保育課

① 園児名簿・緊急・非常災害連絡簿など、非常時に必要なものを表にして（「非常持ち出し一覧表」）すぐに搬出できるようにしておく。
② 「火災・震災・避難心得」をつくり、常時見やすい場所に掲示しておく。
③ 年に１回避難計画を見直し、避難計画をもとに保育園の実情に合わせた避難訓練を月に１回実施するよう努める。
④ 各保育園の備蓄庫にアレルギー対応食品や離乳食、オムツを含む園児３日分の備蓄を実施する。

（３）社会福祉施設等の施設管理者

① 社会福祉施設等の施設管理者は、災害発生時における施設利用者の安全を確保するため、実態に応じた避難計画を作成する。
② 職員に対し避難計画を周知徹底するとともに、その計画に基づいた避難訓練を定期的に実施する。なお、複合施設は、他施設と連携して避難訓練を実施する。
③ 避難訓練を実施する場合は、施設利用者に対しても参加を働きかけることとし、職員・消防機関・施設利用者が協同して避難訓練を実施する。
④ 施設利用者と、訓練、研修を行い、防災意識の向上を図る。

第３　避難所等の指定・安全化

○避難所等の指定基準や指定の現況等に基づき、さらなる機能の充実等を目指す。
○要配慮者等の生活スペースの確保、避難所からの移送先となる二次避難所・福祉避難所のさらなる確保を進める。

１　一時（いっとき）集合場所

（１）一時集合場所の選定基準

一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。

（２）一時集合場所の選定

混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に防災区民組織（町会・自治会）単位で一時集合場所を選定する。

２　広域避難場所

ここでは、広域避難場所および避難道路の指定について定める。

（１）設置計画

①　震災時においては、行政と住民が一体となって、出火防止、初期消火等被害の軽減のために全力を尽くすことが重要である。しかしながら、地震火災が拡大し、生命に危険が及ぶような場合には避難が必要となる。都では、そのような事態に備えて、あらかじめ広域避難場所および避難道路を確保している。

②　広域避難場所は、主として大地震時の市街地大火から区民の生命を守るため、あらかじめ安全な場所を確保するものであり、東京都震災対策条例第 47 条第１項に基づいて都が指定している。

（２）指定の考え方

①　周辺市街地大火によるふく射熱(2,050kcal/m^2h)に対し、安全を確保できる有効面積があること。

②　震災時に避難者の安全を著しく損なう恐れのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

③　収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として１人あたり１m^2を確保できること。

④　避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、町丁目、町会・自治会区域を考慮する。

⑤　液状化が予想される避難場所については、火災による危険性と液状化による人的被害が少ない状況に鑑み、液状化発生により土砂の噴出や地盤の亀裂が生じ利用できないと予測される面積を推定し、避難有効面積から控除する。

⑥　津波による浸水の危険性を考慮し、安全性の確保に努める。

（３）避難道路

ア　避難道路の指定

広域避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としているが、

遠距離避難地域または、火災による延焼の危険性が著しい地域については、避難者を安全、円滑に誘導するため、東京都震災対策条例第 48 条に基づき避難道路を都が指定している。

イ　指定の考え方

①　広域避難場所までの距離が３㎞以上の遠距離避難地区、または、火災による延焼の危険性が著しく、自由避難が困難な地区について指定する。

②　避難道路は、原則として幅員 15m 以上とする。これに該当する道路がない場合は、7.5m 以上とする。

③　避難道路は、現に使用可能な道路とする。

④　避難は一方通行を原則とし、避難の交差を避け、また異なる道路はできるだけ接近しないものとする。

⑤　同じ広域避難場所への避難道路は最小限とし、最遠距離地点からの道路はなるべく１本とする。

⑥　道路傍には、火災爆発等の危険が大きい物質、工場等が少ないこととする。

図表 7-３　区部避難道路系統

（注）○内数字･････避難道路系統番号
補 205････都市計画道路補助 205 号線　　補 145････都市計画道路補助 145 号線

番号	避難場所名	利用区名	避難道路系統図	延長距離
39	大井競馬場・しながわ区民公園	品川	④ 補 205→区道ー（大井警察署前）→補 145→（新浜川橋）→（西大井六丁目）	2.2

３　区民避難所

（１）区民避難所の指定基準

①　災害対策基本法第 49 条の７に基づき、区は地域防災計画において、あらかじめ避難所（二次避難所・福祉避難所を含む）を指定し、区民に周知しておく。

②　区民避難所の指定基準は、「大規模災害における応急救助の指針について（H9.6.30　社援保第 122 号厚生省社会・援護局保護課長通知）改正 H14.3.20」を基におおむね次のとおりとする。

・区民避難所は、原則として、町会・自治会等または学区域を単位として指定する。

・区民避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校等）を利用する。

・区民避難所に受入れる避難者数は、おおむね居室 3.3m² あたり２人とする。

・区民避難所の指定に当たっては、津波等の浸水想定も考慮して選定する。

③　指定した区民避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に周知するとともに、東京都災害情報システム(DIS)への入力等により、都に報告する。

（２）区民避難所の指定

ア　基本的な考え方・経緯・現況

①　区はこれまで、区立学校を避難所の中核とし、地域の防災拠点として位置づけ、町会・自治会単位で区民避難所を指定してきた。

②　この指定校方式は、区民に相当程度に定着し、分かりやすくかつ実践的であることから、平成 24 年の被害想定に対しても基本的考え方は、維持することとし、周辺施設との連携強化により、必要な対応を行うこととする。

③　震災時に、建物の倒壊・消失等により住居に制約を受けた区民等の一時的な生活場所として、区立学校 46 ヶ所および区立施設 6 ヶ所を区民避難所に指定している。

④　被害想定による避難生活者増に対しては、これまで同様、区立学校等の教室および体育館を基本（センター機能を果たす）とする。

＜区民避難所の収容基準＞

3.3 ㎡あたり　２人

＜避難所生活者の想定＞

避難所生活者数		119,932 人
収容計画		
（内訳）	区民避難所	89,000 人
	補完避難所	38,000 人
	合　計	127,000 人

イ　区民避難所の安全化

区民避難所に指定された建物は、建築年度を考慮して耐震診断の実施およびその結果に基づく補強工事を計画的に進めてきた。これにより、災害時に安全な利用ができるよう努めている。

ウ　区民避難所の機能の充実

①　区民避難所となる施設には、避難者が安全に避難生活を過ごせるように、倉庫や学校の空き教室を利用して、備蓄を補完する場所を設け、食糧・毛布・簡易トイレの備蓄物資や資器材を配備している。

②　避難所生活が、少しでもスムーズに送れるように、仮設トイレ用の便槽の設置、飲料水を確保するための受水槽遮断装置やプール水のろ過機の設置、生活用水用の井戸、さらには、停電時における電源確保のために全学校に非常用発電機を設置しているとともに、災害時に優先して電話が使用できる災害用優先電話の設置など避難所機能の充実に努めている。

図表 7-４　区民避難所の施設整備状況

施設種別	整備状況
災害用備蓄倉庫	全施設整備済
プール水ろ過機	全施設整備済
生活用井戸	43 施設整備済
仮設トイレ用便槽	全施設整備済
非常用発電機	全施設整備済
受水槽遮断装置	全施設整備済

③　学校の屋上に校名表示板の設置、校門付近に避難町会名の表示板の設置、さらに収容教室に指定町会の表示板を設置し、地域の区民避難所の位置を防災地図に明示し住民に周知したところであり、今後も、避難所機能の一層の充実を

図っていく。
④ 区民避難所における情報取得対策の充実を図る。
⑤ 区民避難所への避難経路の安全化を図っていく。
⑥ 区職員が不在の施設に関する指揮命令系統を確立しておく。
⑦ 指定管理者施設における災害対応について事前の取組みを協議しておく。

エ 区民避難所内における要配慮者スペースの確保

要配慮者も、当初は区民避難所に避難を行うこととなるが、一般の避難者との同居が困難な人およびその家族のために、区民避難所の一部を要配慮者用にあらかじめ指定しておくこととする。

４ 補完避難所

① 区民避難所での収容が困難な状況となった場合の予備的な措置として、児童センター、都立学校等を補完避難所として指定する。
② 区民避難所が不足する場合に備え、民間施設等と災害時に補完避難所として施設を使用する内容の協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。

５ 二次避難所

① 二次避難所は、施設の特性を生かしつつ、これまでのシルバーセンター、心身障害者福祉会館等に加え、保育園等を指定し確保していく。
② 身体の状況から高齢者、障害者福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、区民避難所での生活が困難な要配慮者についてはその状態に応じ、適切な二次避難所に移すこととする。
③ 耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえ、努めてバリアフリーを備えた建物を利用する。

６ 福祉避難所

① 身体の状況から高齢者、障害者福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、区民避難所および二次避難所での生活が困難な要配慮者については、状態に応じ、適切な福祉避難所に移送することになる。福祉避難所として、社会福祉施設等を指定しており、引き続き確保していく。
② 指定している区民避難所における生活が明らかに困難で緊急の搬送措置を要する要配慮者等は、予め、二次避難所、福祉避難所等を指定し、直接自宅から、二次避難所、福祉避難所等の環境が整った施設へ収容することも想定し、移送、収容体制の整備を図っていく。
③ 耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえ、努めてバリアフリーを備えた建物を利用する。

対策２　区民避難所の管理・運営体制の整備

【各機関の役割】

機関名	役　　割
区	・避難所連絡会議の運営 ・「避難所開設・運営マニュアル」作成・更新 ・食糧備蓄や必要な資器材、台帳等の整備 ・区民避難所の衛生管理対策の促進 ・愛玩動物（ペット）の同行避難の体制整備 ・都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備 ・避難訓練等

【具体的な取組】

第１　区民避難所の管理・運営体制の整備

○各避難所単位でのマニュアルを整備し、管理運営体制の充足を図る。また、避難所に対して、愛玩動物（ペット）の同行ルールの設定等の対策を進める。
○災害時に区民避難所以外の避難者の避難先を区として把握することの重要性を区民へ周知する。
○地域の協力を得て、避難所外で生活する避難者の所在等を把握する手法の確立を目指す。

１　避難所連絡会議

避難所連絡会議は、避難所の円滑な運営を行うことを目的に平時より設置されている会議体である。

（１）避難所連絡会議の設置

ア　避難所連絡会議の組織

①　避難所連絡会議は、防災区民組織が主体となり、学校職員、区職員等の協力の下に開催する。
②　避難所連絡会議は、災害時に避難所運営会議へ移行する。
③　避難所連絡会議議長は、避難所運営会議議長へそのまま移行する。なお議長不在の際は、副議長がその任を担う。

イ　避難所連絡会議による運営体制の充実・強化

①　平常時から施設管理者が事務局となり、避難所連絡会議を設置し、区民避難所の管理・運営の方法、防災区民組織および学校の教職員の役割等について決めておく。
②　避難所運営訓練等を実施し、災害時に対応できる体制を整える。
③　区民避難所ごとに具体的な避難計画（避難所開設・運営マニュアル）を作成する。
④　区民避難所の統合、縮小、閉鎖を円滑に行うために、発災後の段階に応じた教育活動の再開に向けて、応急教育計画、学用品調達および支給計画を作成する検討を平常時より進めておく。

ウ　区民避難所以外で生活する避難者の把握

①　避難所以外で生活する避難者の情報を区民避難所単位でとりまとめることを基本とする。

②　避難所以外で生活する避難者は、最寄りの区民避難所へ避難先や避難環境等を連絡することとし、届出が必要なことについて、平常時から普及・啓発を行う。

③　普及・啓発に当たって、避難所単位での避難所開設・運営マニュアルの事前対策として位置づける等の対策を取る。

図表 7-5　避難所運営組織図

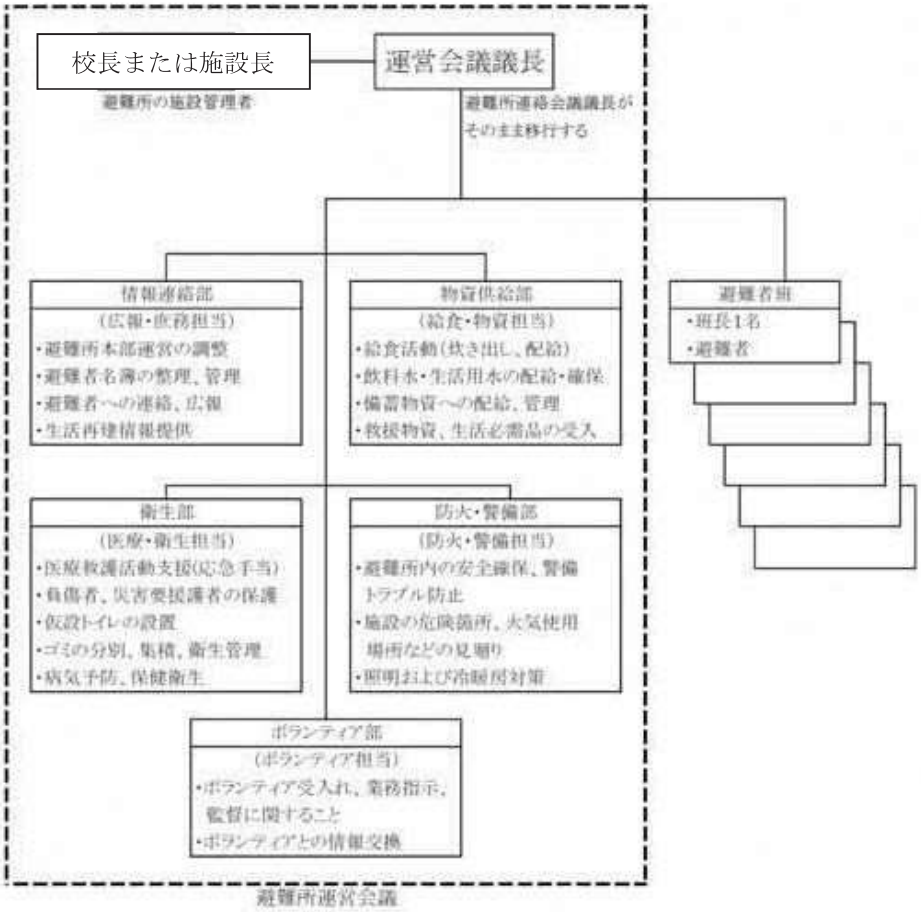

避難所運営会議の構成員

防災区民組織	学校教職員	区派遣職員
・避難所における各業務を担当	・児童、生徒の避難誘導 ・児童、保護者の安否確認 ・避難所施設の管理・運営	・情報の収集・連絡 ・区災害対策本部との連絡調整 ・ボランティアの受入れ

（２）派遣職員への周知徹底

区民避難所に派遣される職員へ、あらかじめ指揮代行者、配置、本部への報告方法などを具体的に定めた「避難所の開設・運営マニュアル」を配布し、周知徹底を図っていく。

２　避難所開設・運営マニュアル

（１）区職員向け避難所開設・運営マニュアルの整備

①　区民避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都が作成した「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」および「避難所の防火安全対策」に基づき、主に区職員が活用する「避難所開設・運営マニュアル」を作成した。

②　熊本地震等の教訓を踏まえて、町会・自治会内でのテント生活者、車中避難者への支援等を反映させる等、避難所開設・運営マニュアルの見直しを図る。

③　区民避難所の運営は、女性や高齢者・障害者等、多様な視点での配慮が必要なため、区民避難所運営会議には女性や青年、子育て中の世代、福祉関係者など幅広い人材確保に努める。

（２）施設単位の避難所開設・運営マニュアルの整備

①　施設単位での避難所開設・運営マニュアルをすべての区民避難所にて完備することを目指す。

②　すでに作成済みの施設においても、熊本地震や近年の豪雨災害における避難所運営の教訓を踏まえ、避難所運営における男女共同参画や要支援者の支援に係る視点を追加し、さらなるレベルアップを推進する。

③　避難所開設・運営マニュアルに沿った避難所運営が可能なよう、避難所運営会議単位での避難所運営訓練を実施するよう努める。

３　区民避難所の設備、運営

①　区民避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、デジタル移動通信機･非常用電話等の通信機器等のほか、要配慮者に必要な設備の拡充に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。

②　区民避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性自認の多様性等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、区民避難所における安全性とプライバシーの確保など、女性や子育て家庭、要配慮者等、多様なニーズに配慮した区民避難所の運営に努める。

③　地域内の区立学校等を区民避難所として新たに指定したときは、食糧の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

④　都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。

⑤　区民避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。

４　区民避難所の衛生・防火管理

①　避難所運営会議の中に衛生管理担当を設置するなど、区民避難所の衛生管理対策を促進する。

②　避難所運営会議の中で、防火担当責任者を指定するなど、区民避難所の防火安全対策を促進する。

５　区民避難所における動物飼育対策

（１）基本的な考え方

①　愛玩動物（ペット）は、原則として、犬、猫等小動物とする。

②　災害時における動物飼育は避難所連絡会議等において、避難所単位で受入れ方

針を検討することとする。区は、愛玩動物（ペット）の避難場所が不足する場合に、近隣避難所との調整役を担う。

③　災害時には、飼い主とともに同行避難してくる愛玩動物（ペット）に対して、区民避難所における避難者の間でのトラブルの防止を図るため、避難所連絡会議などで区民避難所への同行の可否や、同行の可能な所定の区民避難所について愛玩動物（ペット）の避難エリアを定めるといった区民避難所における適正な飼育方法について対応策を検討していく。

＜避難所におけるペットの受け入れ方針（例）＞

・避難所では、人間の居住場所と愛玩動物（ペット）の飼育場所を完全に分離し、愛玩動物（ペット）はケージ内・繋ぎ止めにより飼育する。
・避難所での愛玩動物（ペット）の管理は、飼い主による自主管理を原則とする。
・避難所に持ち込まれた飼い主不明動物は、都福祉保健局が保護するまで、愛玩動物（ペット）と同じ場所で一時的に飼育する。

④　避難所連絡会議は、区民避難所へ愛玩動物（ペット）と同行避難を希望する避難者の把握に努める。

⑤　被災地区の動物の保護と救護については、迅速な対応が求められるため、平素から関係団体等と連携・協力体制を築き対策を検討する。平成 27 年度に獣医師会との間で「災害時における愛護活動の救護活動等に関する協定」を締結、区は災害が発生し、動物救護が必要な場合、獣医師を区民避難所へ派遣し、動物の救護活動が円滑に行える体制を整えていく。

⑥　愛玩動物（ペット）の保護に関しては、広域的な対応が必要であるので、東京都に対して関係団体等との協力体制の確立を要請していく。

（２）獣医師会および都・区・区民（飼い主）の役割

ア　獣医師会の役割

・被災動物の救護および応急措置
・飼い主の判明しない被災動物死亡時の引取、埋葬等
・その他必要な災害応急業務

イ　都（福祉保健局）の役割

・被災動物の保護
・関係団体等との連絡調整
・関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置
・区民避難所等における愛玩動物（ペット）の適正飼育の指導等

ウ　区の役割

・同行避難動物の飼育場所等の確保
・区民避難所等における愛玩動物（ペット）の飼育状況の把握および都・関係団体への情報提供
・区民避難所等における愛玩動物（ペット）の適正飼育の指導等

エ　区民（飼い主）の役割

・動物対策部（仮称）の立ち上げと運営
・区民避難所で人間と愛玩動物（ペット）が共存できるための飼育ルールに従うことの同意
・動物対策部が行うべき作業への参加の同意
・飼育場所の設営・維持
・同行避難動物の管理・飼育
・区との連絡

（３）区民への周知・啓発

① 人とペットの災害対策ガイドライン（環境省，H30.3）に基づき、災害発生時に、飼い主による同行避難や適正な飼育管理が行われるよう、平常時から飼い主に対する啓発等の対策を講じる

② 地区の防災訓練に都獣医師会品川支部も参加し、愛玩動物（ペット）の保護訓練やしつけ教室のなかで区民に対して積極的に啓発を図っていく。

③ 愛玩動物（ペット）を飼育する区民に、同行避難や区民避難所での飼育のための個人備蓄を自ら実施するよう周知する。（区による愛玩動物（ペット）用の備蓄は想定しない）。

④ 愛玩動物（ペット）との同行避難が可能な区民避難所の周知、及び区民避難所内での飼育についての同行避難ルールを検討するとともに、ルール・知識の普及・啓発に努める。

６ 避難訓練

① 避難訓練により、避難経路、避難場所を周知する。

② 避難訓練を通じ、児童・生徒自身の力で安全を確保する技術を習得させる。

③ 区内一斉防災訓練において、本部訓練と合わせて避難所運営訓練を行い、通信等連携訓練を実施する。

④ 児童・生徒の引き渡し訓練を実施し、引き渡しルールについて教職員、保護者で共通理解を図る。

対策３　要配慮者の安全確保

【各機関の役割】

機関名	役　　割
区	・要配慮者、避難行動要支援者、避難支援等関係者の定義 ・支援体制づくり（品川区要配慮者支援体制の拡充） ・二次避難所・福祉避難所の設置
防災区民組織・警察署・消防署・その他支援機関	・地域における安全体制の確保 ・社会福祉施設等の安全対策の推進

【具体的な取組】

第１　要配慮者の安全確保

○品川区要配慮者支援全体計画に位置づけた要配慮者対策に係る前提、考え方等に基づき、登録対象者に対して、避難行動要支援者名簿への登録の推進を図っていく。なお、要配慮者対策に係る前提、考え方については、品川区要配慮者支援全体計画に位置付けている。

１　用語の整理

これまで、区では災害発生時に自力での避難が困難な者を「災害時要援護者」と呼称し支援体制づくりに取組んでいたが、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正されたことを受け、新たに用語を整理した。

（１）要配慮者

要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者である。

（２）避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者である。

（３）避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等に関係する者（防災区民組織、警察署、消防署、区）である。

図表 7-6　各用語の定義と関係

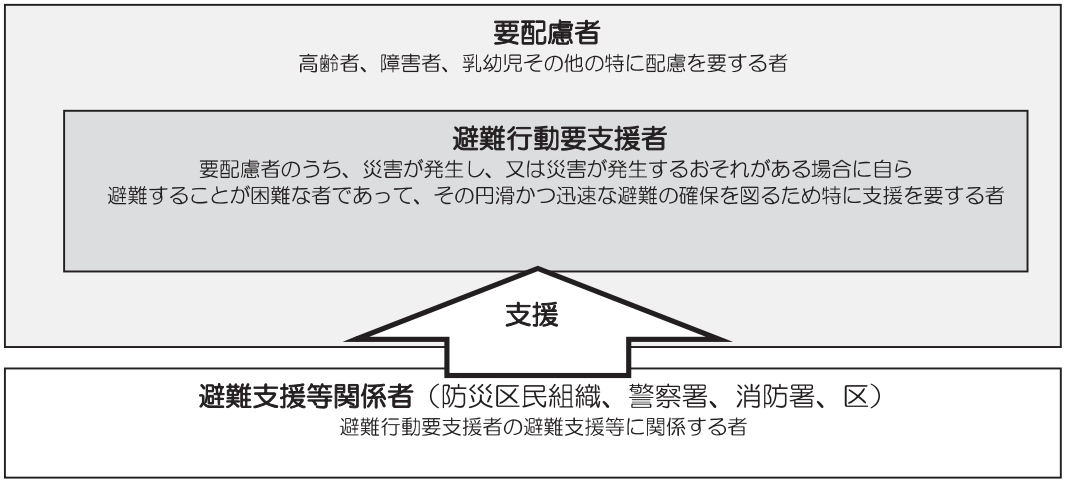

図表 7-7　要配慮者（避難行動要支援者を含む）該当範囲

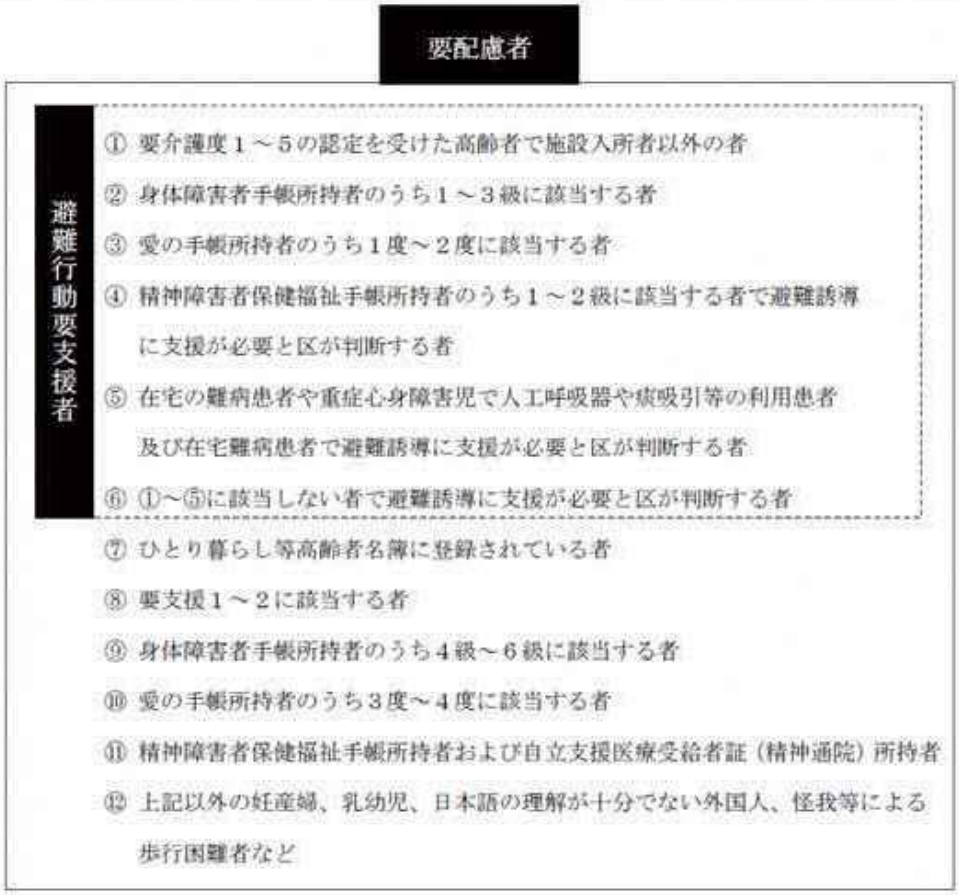

２　対象者の把握

災害対策基本法では、区が避難行動要支援者の把握に努めるよう定められており、災害時の円滑な状況把握等において、避難行動要支援者名簿は重要な役割を担う。避難行動要支援者名簿による対象者の把握は、避難行動要支援者支援の第一歩となる点を踏まえて、対策を進める。

（１）避難行動要支援者名簿の作成

①　発災時に避難支援等関係者が避難行動要支援者の安否確認・救出救助・避難誘導を迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿を以下のとおり作成する。

②　品川区における避難行動要支援者名簿として、品川区避難行動要支援者名簿（名簿Ａ：発災時外部提供用）と品川区避難支援個別計画作成名簿（名簿Ｂ：平常時外部提供用）があり、品川区避難行動要支援者名簿を包括している。

＜避難行動要支援者名簿について＞
・名簿Ａ：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）：避難行動要支援者に該当する者すべてが登録された名簿。災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は個人情報の外部提供についての同意の有無にかかわらず避難支援等関係者その他の者に外部提供することができる。
・名簿Ｂ：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）：地域における支援体制構築のため、避難行動要支援者に該当する者で以下の(1)～(3)のうち個人情報の外部提供への同意者のみが登録された名簿。平常時より避難支援等関係者に配付し、「品川区避難支援個別計画書」の作成や訓練実施など地域における支援体制構築のために活用する。
(1) 要介護度１～５の認定を受けた高齢者で施設入所者以外の者
(2) 身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者総合等級１～３級に該当する者
(3) 本名簿への登録を特に希望する者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者

（２）避難行動要支援者名簿の情報入手、登録・更新方法

ア　名簿Ａ：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

①　関係各課が把握している避難行動要支援者の情報を入手し、登録する。

②　避難誘導に支援が必要と自ら希望した者の申請に基づき情報を入手し、登録する。

③　住民基本台帳情報の更新、関係各課が所持する情報の更新を行う。

イ　名簿Ｂ：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）

①　毎年、未登録者および新規対象者に意向調査を実施し、個人情報外部提供同意書に同意した避難行動要支援者の情報を登録する。

②　避難誘導に支援が必要と自ら希望した者の情報を入手し、登録する。

③　情報変更確認調査による情報更新を行う。

（３）避難行動要支援者名簿の外部提供および個人情報保護に関する措置

避難行動要支援者名簿を外部提供する場合、品川区情報公開・個人情報保護条例第26条の定めるところに従い、外部提供をした避難支援等関係者に対し、品川区避難支援個別計画作成名簿の取扱いに関する教示書の提供や受領書兼誓約書の提出等の個人情報保護対策を講じる。

３　支援体制づくり（品川区要配慮者支援体制）

①　発災時における要配慮者の被害を最小限にとどめるためには、要配慮者の支援に関わるすべての人が協力し、対応することが重要である。そのために、自助・共助・公助の理念に基づきそれぞれが役割を担って行動し、要配慮者を支援する体制（品川区要配慮者支援体制）を構築する。

②　区は平常時において要配慮者を含め各関係者と協力・連携しながら支援体制を構築し、発災時において迅速かつ円滑な支援を実施することを責務とする。

③　要配慮者および各関係者は、それぞれの役割を理解し支援体制構築および発災時の支援実施に可能な限り協力することに努める。

④　「品川区要配慮者支援全体計画」を平成 27 年度に策定し、要配慮者支援における具体的な内容を取りまとめ、支援体制の構築を推進する。

４　安否確認・避難誘導体制づくりのための訓練と研修の実施

（１）しながわ防災学校による研修の実施

要配慮者の支援体制作りを推進するために地域の防災リーダーを育成する研修を、しながわ防災学校の地域防災ベーシックコースや地域防災ステップアップコース等にて実施する。また、しながわ防災体験館の要配慮者避難誘導体験等を活用する。

（２）避難誘導ワークショップの実施支援

①　傾斜が多い地域、海抜の低い地域、マンションが多い地域、木密地域など各地域性に応じた避難誘導が行えるよう、防災区民組織など地域住民の協力により避難誘導ワークショップを区内全域で引き続き実施していく。

②　避難誘導ワークショップでは、発災時を想定し避難行動要支援者の避難誘導ルートを設定し模擬的に避難誘導を行うことで、危険箇所や防災設備などを把握しつつ避難誘導時に配慮が必要となる事項を検証し、支援体制の拡充に役立てる。

③　全町会・自治会で最低１回はワークショップを実施するよう、引き続き防災区民組織に働きかけを行う。

④　町会・自治会が避難誘導ワークショップを実施する際の参考となるマニュアル（入門編・実践編）や、しながわ防災学校を活用し、町会・自治会自らが避難誘導ワークショップを行える体制整備を支援する。

⑤　避難誘導ワークショップ入門編ではあらかじめ設定した避難経路にそって避難行動要支援者の避難誘導を実際に行う。避難誘導ワークショップ実践編では入門編の内容に加え、災害状況カードを通じて実際の災害時と同様の状況を想定した訓練を行う。

（３）各種防災訓練の実施

総合防災訓練や区民避難所または防災区民組織等の単位で行われる訓練などで避難誘導ワークショップの実施や区民避難所における要配慮者への配慮に関する学習などを行うことを通じ、支援内容に具体性を持たせていく。

（４）品川区避難支援個別計画書の作成

①　避難行動要支援者の支援体制を実効性のあるものにするために、防災区民組織は個々の避難行動要支援者ごとに支援者や支援方法等を定めた計画書（品川区避難支援個別計画書）を作成していく。

②　平成 28 年度より５ヵ年計画で支援体制構築補助事業として、区内５地区からそれぞれ防災区民組織を選定し、民間の防災コンサルタントを派遣することにより個別計画書作成を含む避難行動要支援者の支援体制づくりを推進している。

③　支援体制構築補助事業の中で個別計画書作成に関する手引き・事例集を作成、更新し防災区民組織へ配布することにより、他の地区における推進を図る。

（５）避難支援等関係者の安全確保

①　避難支援等関係者は相互に連携し、平常時の支援体制づくりや発災時の要支援者の安否確認・救出救助・避難誘導の実施を行うが、その支援に際しては自身の身の安全に十分配慮する必要がある。

②　避難支援等関係者は自身もしくは自身の家族等の生命および身体の安全を守ることを前提として可能な範囲での支援を行うものであり、支援の義務が課されるものではない。

５　区民避難所の設置と受け入れ体制の強化

（１）要配慮者に対応した各区民避難所の運営体制づくり

①　区民避難所で、要配慮者を受け入れるにあたっては、それぞれの特性を踏まえた対応が求められることから、平常時より要配慮者の特性の理解啓発に努める。

②　各避難所連絡会議等で区民避難所となる学校の一部を要配慮者用に指定するなど要配慮者が避難所生活者となることを想定し、発災時に対応できるような体制づくりを進める。

③　要配慮者が、避難所において避難生活を送るうえで必要な食糧品、生活必需品や簡易トイレ・マット・毛布・大人用おむつ等の備蓄をするとともに、物資の調達体制を確立する。

（２）二次避難所の設置

区民避難所で生活することとなった要配慮者が、他の避難者と避難生活を送ることが困難となった場合や、区民避難所での生活が極めて困難なことが予見される場合、二次避難所で保護することとなるため、二次避難所として指定しているシルバーセンター、都立品川特別支援学校等の施設管理者と区が協力し、発災に備えた準備を行う。また、現在、指定されている二次避難所以外にも新たに保育園等を指定していく。

＜二次避難所指定施設の受け入れ条件＞
・基本的に、自宅が損壊し家屋からの避難を余儀なくされた避難行動要支援者であって、単身または家族等の介助・介護があれば避難生活を送ることができる者であること。
・停電時等にあっても生命に危険の及ばない者であること。

（３）福祉避難所の設置

二次避難所で生活することとなった要配慮者が、他の避難者と避難生活を送ることが困難となった場合や、区民避難所・二次避難所での生活が極めて困難なことが予見される場合、福祉避難所で保護することとなるため、災害協定を締結した区内社会福祉法人等と区が協力し、発災に備えた準備を行う。

【福祉避難所指定施設の受け入れ条件】
・基本的に自宅が損壊し家屋からの避難を余儀なくされた避難行動要支援者であること。
・身体等の状況が特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者で、家族等の介助・介護があっても区民避難所および二次避難所での生活が困難な者であること。
・停電時等にあっても生命に危険の及ばない者であること。

６　在宅避難をしている要配慮者への支援

在宅避難をしている要配慮者への支援方法を検討していく。

７　福祉ボランティア、他都市応援職員の活用

福祉ボランティア、他都市応援職員の活用に関する事前対応を検討していく。

８　地域・警察署・消防署・その他支援機関

要配慮者に対し、防災区民組織、警察署、消防署等の避難支援等関係者が行う安全確保対策を定め、これを推進する。

（１）地域における安全体制の確保

日頃からの見守り隊など様々な活動を通して、生活全般に介助の必要な高齢者、身体障害者などの避難行動要支援者の安全確保は、近隣住民である防災区民組織や地域住民・警察署・消防署・社会福祉施設等による協力、連携の体制を平常時から確立していく。

（２）その他支援機関の安全対策の推進

①　社会福祉施設等において支援体制づくりへの協力、施設と周辺地域の事業所、町会等との間、および施設相互間の災害応援協定等の締結を促進する。

②　各施設の自衛消防訓練の充実指導に努める。

応急・復旧対策

対応テーマ
　対策１　避難誘導
　対策２　区民避難所の開設・運営等

【応急復旧活動フロー】

応急・復旧対策		発災　24h　48h　72h 初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期
避難誘導	都福祉保健局	■区による要配慮者の移送支援		
	警察機関 消防機関	■避難の指示（地域において危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要請があったとき） ■避難への協力		
	区	■避難勧告等の発令 ■警戒区域の設定（区域への立入りを制限もしくは禁止し、または、退去の指示		
	区・区民	■防災区民組織単位（町会・自治会）であらかじめ指定してある一時集合場所または最寄りの安全な場所への誘導 ■避難行動要支援者の避難支援		
区民避難所の開設・運営等	都（災害対策本部）		■都県境を越える避難についての調整	
	都福祉保健局		■避難者の移送先の決定 ■移送先の区市町村との調整 ■避難者の移送方法を決定、移送手段の確保	
	区	■区民避難所の開設および管理・運営		■区民避難所閉鎖に係る関係者との調整

対策１　避難誘導

【各機関の役割】

機関名	役　　割
都福祉保健局	・区による要配慮者の移送支援
警察機関 消防機関	・避難の指示（地域において危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要請があったとき） ・避難への協力
区	・避難勧告等の発令 ・警戒区域の設定（区域への立入りを制限もしくは禁止し、または、退去の指示）
区・区民	・防災区民組織単位（町会・自治会）であらかじめ指定してある一時集合場所または最寄りの安全な場所への誘導 ・避難行動要支援者の避難支援

【具体的な取組】

第１　避難誘導に向けた準備

○避難勧告等の発令対象・基準等に基づき、区民等に伝達する情報の伝達方法や取るべき行動など、区災害対策本部としての避難の考え方等を定める。

１　避難勧告等の発令

避難勧告等の発令に係る権限等は以下のとおりである。

（１）区

①　区の地域において危険が切迫した場合には、区長は地元警察署長および消防署長と協議のうえ、避難を要する地域ならびに避難先を定めて避難勧告等を発令する。

②　区長は、災害が発生または、発生しようとしている場合において、住民の生命、身体を保護するために必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、または、退去を命ずることができる。

（２）警察機関

①　地域において危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要請のあったときは、警察署長が住民等に避難の指示を行うことができる。

②　避難の指示等行った場合、警察署長は直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象地域等を通知するものとする。

（３）消防機関

①　消防署長は、人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合は、避難勧告又は指示を行い、区長にその内容を通報する。

②　被災状況を勘案し、必要な情報を区長及び関係機関に通報する。

（４）都

災害の発生により区がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき、都知事は、避難のための立退きの勧告および指示に関する措置の全部または一部を区長に代わって実施するものとする。

２ 避難勧告等の伝達

（１）避難情報の伝達対象

① 避難勧告等の伝達は、「震災編第５部情報通信」に準じて区民等に伝達するものとする。

② 高齢者や障害者など要配慮者の個々の状態（視力低下、聴覚障害など）にあった情報伝達方法を検討し、避難の円滑化を図るための体制作りを行う。

（２）避難情報の伝達手段

① 発災時の被害状況によっては、通信手段が利用困難となる可能性があるため、以下のとおり複数の手段を用いて避難情報等の発信が行える体制を整える。

② 複数の手段を準備することにより、視覚・聴覚などに障害があり情報の取得の方法が制限されている方や外国人旅行者等の来訪者の要配慮者へも情報が伝わりやすくする。

区における情報発信手段

①音声による情報発信 （視覚障害者等への情報発信手段 ）
- ○防災行政無線固定系
- ○防災行政無線固定系の商店街接続
- ○全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- ○緊急地震速報
- ○FM ラジオ
- ○防災ラジオ
- ○防災タブレット
- ○ケーブルテレビ品川（テレビプッシュ）
- ○広報車

②文字による情報発信（聴覚障害者等への情報発信手段）
- ○臨時広報紙
- ○区ホームページ
- ○ツイッター（Twitter）、フェイスブック（Facebook）
- ○ケーブルテレビ品川（L 字・文字スーパー・テレビプッシュ）
- ○しなメール
- ○防災タブレット
- ○緊急速報エリアメール

③その他の手段による伝達
- ○ケーブルテレビ品川（テレビ放送）
- ○報道機関への発表

３ 避難勧告等の報告

区長は、避難勧告等の発令を行った場合は、直ちに都本部に報告するものとする。

第２　避難行動および避難誘導

○避難勧告等が発令された場合、地元警察署および消防署の協力を得て、区民、防災区民組織は最寄りの安全な場所へ一時的に避難する。
○避難行動要支援者は、家族や近隣住民の支援を受け避難を行う。防災区民組織は、避難行動要支援者の安否確認および避難誘導を行う。
○区有施設では、最寄りの安全な場所での施設利用者の安全確保に向け、避難誘導を行う。

避難勧告等が発令されたときの避難行動および避難誘導は次のとおり行うこととする。

１　避難行動

（１）最寄りの安全な場所への一時的な避難

①　区民、防災区民組織は最寄りの安全な場所（一時集合場所、区民避難所、防災広場・公園等）へ一時的に避難する。

②　避難を行う場合は、混乱の防止、避難秩序の維持、危険防止のため可能な限り防災区民組織（町会・自治会）単位で集団避難を行う。

③　避難行動要支援者の避難支援は、防災区民組織の協力を得て行う。

④　町会・自治会単位であらかじめ指定した一時集合場所に集合し、ここで災害の拡大状況等の様子を見ながら、危険が迫った場合は、防災区民組織のリーダー、警察官、区職員等の誘導により区民避難所等へ避難する。

（２）広域避難場所への避難

①　火災の拡大延焼等により危険が迫った場合、防災区民組織のリーダー、警察官、区職員等の誘導により広域避難場所へ避難を行う。

②　地区割当により指定された広域避難場所へ直接避難を行う。

２　避難誘導

（１）関係機関と連携した避難誘導

①　避難勧告等が発令された場合は、地元警察署および消防署の協力を得て、防災区民組織単位（町会・自治会）で防災区民組織のリーダーを中心に集団で一時集合場所もしくは最寄りの安全な場所に誘導する。

②　避難勧告等を行ういとまがない場合において、危険が切迫した場合も、避難勧告等が発令された場合と同様とする。

（２）避難行動要支援者への避難誘導

避難行動要支援者は、家族や近隣住民の支援を受け避難を行う。また、区民、防災区民組織等は要支援者の安否確認を行い、適切に避難誘導を行う。

（３）区有施設における避難誘導

区有施設における避難誘導の基本的な考え方として、施設管理者は発災後、職員および施設利用者の安全、状況を確認した上で、施設内に留まることが危険であると判断した場合、最寄りの安全な場所へ施設利用者を誘導する。各施設における避難誘導対応について以下に示す。

ア　学校

（ア）避難時の処置

① 校長等は、避難時において、常に、園児・児童・生徒の正確な人員と異常の有無を把握する。

② 避難誘導の任にあたる教職員は、出席簿を携行し、常に正確な人員と異常の有無を速やかに校長等へ報告しなければならない。

③ 校長等および所属職員は、避難時において二次災害が発生しないよう迅速に適切な処置をとる。

④ 地域住民が学校へ集合した場合および保護者が園児・児童・生徒を引取りにきた場合等においては、校長等は防災行政無線で正確な情報を収集し、混乱が生じないよう迅速に適切な指示・連絡を行う。

（イ）避難後の処置

① 校長等は、園児・児童・生徒の安全・管理の状況を速やかに避難所対策課へ報告する。

② 校長等は、所属職員を掌握し、適時、諸機関との連絡を緊密にし、正確な情報の入手に努める。

③ 校長等は、状況の変化に対応して、広域避難場所への移動等について的確に指示する。

※幼稚園は「避難所対策課」を「子ども支援課」と読み替えるものとする。

イ　シルバーセンター

（ア）避難時の措置

① シルバーセンター職員は正確な情報の把握に努めるとともに、福祉課からの指示に基づき、施設利用者の避難誘導に当たる。

② シルバーセンター職員は、避難誘導時に利用券を携行し、施設利用者の点呼を行うことで、正確な人員と異常の有無を確認する。

③ 不安や動揺で混乱の恐れがあるので、区役所、警察署、消防署等の関係機関と緊密な連絡を保ち、さらに、ラジオ等により、正確な情報を収集し、的確迅速に行動し、デマにまどわされないようにする。

（イ）避難後の措置

福祉課の職員は、各シルバーセンターに移動し、施設利用者の安全・管理状況を把握し、速やかに福祉課に報告する。

ウ　保育園

（ア）避難時の処置

① 避難に当たっては、園児の正確な人員と異常の有無を把握する。

② 避難誘導の任にあたる職員は、園児名簿を携行し、常に正確な人員と異常の有無を速やかに園長へ報告する。

③ 不安や動揺で混乱の恐れがあるので、区役所、警察署、消防署等の関係

機関と緊密な連絡を保ち、さらに、ラジオ等により、正確な情報を収集し、的確迅速に行動し、デマにまどわされないようにする。

（イ）避難後の処置

① 最寄りの安全な場所へ避難したら直ちに人員、移動の有無、園児の安全・管理の状況を速やかに子ども支援課へ報告する。

② 保護者が園児を引取りにきたら、氏名等を確認後、名簿にチェックをして引き渡す。

エ 児童センター

（ア）避難時の措置

① 職員は、情報を確認し、避難が必要な場合には、館内利用者に対し口頭または館内放送により伝達し避難させる。

② 館内利用者が退館するとき、混乱が予想されるので避難誘導にあたる。その際避難誘導の任にあたる職員は、入館表等を携行し、正確な人員と異常の有無を確認する。

③ 不安や動揺で混乱の恐れがあるので、区役所、警察署、消防署等の関係機関と緊密な連絡を保ち、さらに、ラジオ等により、正確な情報を収集し、的確迅速に行動し、デマにまどわされないようにする。

（イ）避難後の措置

① 職員は、最寄りの安全な場所に到着したら、直ちに利用者の安全管理の状況を把握して、子ども支援課に報告する。

② 保護者が児童を引取りにきたら、氏名等を確認し、引渡しカードに記録のうえ引き渡す。

３　警察における対策

①　最寄りの安全な場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員および事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難施設に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。

②　避難誘導に当たっては、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。

③　火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。

④　避難施設では、できる限り所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集ならびに広報活動、行方不明者等の把握および危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

４　消防機関における対策

①　災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、区に通報する。

②　人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合、関係機関と連携し、避難勧告等および区へその内容を通報する。

③　避難の勧告等がなされた場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。

④　避難勧告等がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難勧告等の伝達を行う。

⑤　避難勧告等が出された時点以降の消火活動は、避難施設、避難道路の安全確保に努める。

対策２　区民避難所の開設・運営等

【各機関の役割】

機関名	役　　割
都（災害対策本部）	・都県境を越える避難についての調整
都福祉保健局	・避難者の移送先の決定 ・移送先の区市町村との調整 ・避難者の移送方法を決定、移送手段の確保
区	・区民避難所の開設および管理・運営 ・区民避難所閉鎖に係る関係者との調整

【具体的な取組】

第１　区民避難所の開設・運営

○区民避難所の開設や避難所運営機能を確保する上で必要な対応を行う。
○区民避難所内での健康維持に向けた広報・指導等を実施する。

１　区民避難所の開設および管理・運営

災害直後から避難者が区民避難所へ避難することが考えられるため、区民避難所を早期に開設するとともに、混乱を防止し、教室、体育館等の割当てをはじめとして、区民避難所の管理・運営を円滑に行う必要がある。そのために避難所運営会議を設置している。

（１）区民避難所の開設

ア　開設対応

①　区本部長は、区民避難所を開設する必要があると認めたときは、避難所対策部長に開設指令をする。避難所対策部長は、本部長から指令を受けたときは、区民支援部長と連携し、直ちに職員を区民避難所に派遣する。

②　区民避難所を開設するときは、早急に応急危険度判定を実施し、開設するものとする。

③　区民避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の事前承認を含む）を受ける。

イ　開設報告

①　開設の日時、場所、避難者の数および開設予定期間等を速やかに都福祉保健局(少子社会対策部計画課)および地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

②　都福祉保健局への連絡は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。

ウ　区民避難所の拡充・確保

①　区民避難所の収容力に不足が生じた場合は、他の区立施設（児童センター、幼稚園、文化・体育施設等）、および都立学校等を臨機に活用し、補完避難所

を開設する。

② 地域で実施する安否確認や防犯活動等実施時において、区民避難所以外で生活する避難者（テント泊・車中泊等）を確認した場合、避難所運営会議等へ報告する。

③ 区民避難所が不足する場合には、一時的に避難者を受入れるため、野外に受入れ施設を開設する。運用については、区民避難所と同様とし、支援が必要な場合、都福祉保健局へ要請をする。

（２）区民避難所運営時の配慮事項

① 区民避難所の運営は、女性や高齢者・障害者等へ配慮する必要があるため、区民避難所運営組織には女性や青年、子育て中の世代、福祉関係者など幅広い人材確保に努める。

② 既往災害では車中避難をした方にエコノミークラス症候群による死者が発生した事例もあるため、やむなく避難生活を行う上での健康管理（リスク管理）に関する知識を啓発する（定期的な運動等）。

（３）区民避難所派遣職員の任務

区民避難所における職員の任務はおおむね次のとおりである。

ア 区災害対策本部への報告事項

・区民避難所およびその周辺の状況
・区民避難所の開設（閉鎖）
・避難者数・負傷者数
・応援の要請
・食糧、物資等要請品目
・参集職員名
・ライフラインの被害状況
・その他必要な事項

イ 区災害対策本部から区民避難所への伝達事項

・安否情報
・食糧、物資等に関する情報
・広域避難場所への避難の必要性等の情報
・その他必要な事項

ウ ボランティアの調整事項

・ボランティアの受付
・ボランティアの派遣要請
・ボランティアへの活動指示

エ 避難所運営会議の運営支援

避難所運営会議の構成員として参加する。（区民避難所が開設された場合、避難所連絡会議が運営会議に移行する）

（４）健康への配慮

区民避難所以外で生活する避難者は、自動車等の狭い空間での運動不足や、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控える等の理由から、体調の変調をきたしやすく、エコノミー症候群を引き起こしやすくなる。そのため、適度な運動や健康管理など、その予防方法等を避難者に呼びかける。対策例を次に示す。

＜健康管理に関する対策例＞
・対策の必要性を避難者等へ広く周知するにあたり必要な広報を実施する。
・区民避難所に備蓄するエコノミー症候群への注意や予防法を記載したリーフレットを避難者に対して配布する。
・区民避難所にて毎朝１回など、定期的な運動（ラジオ体操）などの実施を呼びかけこれを行う。巡回時等に予防効果のある弾性ストッキングを、必要性の高い避難者に配布する。

（５）要配慮者等への配慮

① 家屋倒壊、滅失により長期避難所生活を強いられる要配慮者等に対し、仮設住宅の建設入居に至るまでの間、栄養相談や健康相談を保健師等による巡回方式にて実施する。

② 災害時特有のPTSDに対し、きめ細かいメンタルケアを行う。在宅避難をしている要配慮者等への巡回訪問相談もあわせて実施する。

③ 日本語が堪能ではない外国人へ配慮するとともに、必要に応じて区災害時ボランティアセンターを通して、東京都防災（語学）ボランティアの派遣を受ける。

④ 避難者の中に、配偶者から暴力等を受け、加害者から危害を受けるおそれのある者が含まれる場合は、特に外部からの問い合わせ時等において個人情報保護の徹底に努める。

（６）食糧・生活用品等の供給・貸与

避難者に対する炊き出しその他による食品給与、被服、寝具その他生活用品の給与または貸与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところにより、区が開設する区民避難所等において行う。ただし、この基準により難い事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を得て、定める。

（７）飲料水の安全確保

区は、区民避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。区は、環境衛生指導班を編成し、それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法および消毒の確認方法を住民に指導する。

（８）食品の安全確保

① 区は、食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。

② 都および区は連携し、避難者および炊き出しなどの調理に従事する者に対する食品の衛生的な取り扱いの指導等を行う。

（９）トイレ機能の確保

① 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用する。

② 発災後３日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレ（簡易トイレ等）を活用し、対応する。

③ 発災後４日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレ（仮設トイレ等）を含めて確保し、対応する。

④ 災害用トイレを設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮し、多目的トイレ（だれでもトイレ）確保や設置場所の選定等を行

う。

⑤ 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(10) 公衆浴場等の確保

① 区は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

② 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努める。

(11) 区民避難所への警察官の派遣

各警察署は、区民避難所に所要の警戒員を派遣・配置し、防災関係機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集ならびに広報活動、行方不明者等の把握および危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、区民避難所の秩序維持に努める。

２ 区民避難所の閉鎖

（１）避難者への自立支援に係る関係者との調整

① 区は、区民避難所の運営が軌道に乗り、避難者が落ち着いてきたら、関係機関と連携の上、生活の再建に向けた各種支援制度の説明会を開催する。説明会の開催は区民避難所以外で生活する避難者にも周知し、受けられる支援概要の理解を求める。

② 必要に応じて、避難者への個別面談や個別調査を実施し、住宅の被災状況や今後の再建計画、応急仮設住宅の申込み状況、区民避難所を出る目途等について把握する。

③ 区は、自立に向けた個別相談に応じ、特に要配慮者については、二次避難所・福祉避難所、関係各課等との連携を図りながら、きめ細かい対応を図る。

（２）避難所の縮小・閉鎖

ア 区民避難所の場合

① 区民避難所では、原則としてすべての避難者が解消されるまで開設を継続するが、施設の業務の本格的再開もあり、区民避難所を徐々に縮小していく必要がある。

② 区は、施設管理者と区民避難所の閉鎖時期や縮小の方法等について協議するとともに、避難者と施設利用者が共存生活を営むためのルールや体制を検討する。

③ 長期避難の場合、区民避難所については、避難者の状況を見ながら、原則的に体育館と空き教室を利用する。

イ 区民避難所以外の施設の場合

① 民間所有の施設や他の自治体の施設など、指定避難所以外の施設がやむなく避難所となった場合は、避難者数がピークの半分以下となった段階を目安として、施設管理者と避難所の迅速な引渡しと補償について協議する。

② 引渡しの期日を周知したうえで、避難者が全員解消されない場合には、残っている避難者に希望を確認し、他の避難所を手配して移ってもらう等の措置をとる。

第２　共同生活をする上での配慮

○健康管理、衛生管理、要配慮者支援、男女共同参画の視点、愛玩動物の管理等、避難所における共同生活を行う上での配慮事項について示す。

１　健康管理に係る配慮事項

①　区は、区民避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
②　避難の長期化等必要に応じて、避難者や区民避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態および医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。
③　インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

２　衛生管理に係る配慮事項

①　プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、区民避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
②　ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
③　避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
④　住民の区民避難所への適正誘導および収容ならびに過密状況を把握する。
⑤　立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙(分煙)区域を設定する。

３　要配慮者に係る配慮事項

①　要配慮者の心身双方の健康状態には充分に気を配り、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ二次避難所・福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
②　二次避難所・福祉避難所の運営は、障害特性等状態に応じた支援が必要であり、区民避難所から二次避難所・福祉避難所への移送手段についても確保する。
③　要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
④　指定している区民避難所における生活が明らかに困難で緊急の搬送措置を要する要配慮者等は、自宅から直接、二次避難所、福祉避難所等の環境が整った施設へ、可能な限り収容する。

４　男女共同参画の視点等に係る配慮事項

①　区民避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。
②　女性専用の物干し場、更衣室、男女別のトイレ、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上、プライバシーを確保したスペースづくり、区民避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した区民避難所の運営に努める。
③　区民避難所運営においては、女性や要配慮者等が発言しやすい環境づくりが必要であるため、担当ごとに男女の責任者を配置するよう配慮する。
④　男女共同参画の視点を反映した避難所運営の具体例を次に示す。

＜母子世帯、子どもに配慮したエリア設定＞
・乳児世帯や母子世帯等に関する専門エリアの設定
・子どもが遊べるスペースの設定
＜安心、健康な生活環境の確保＞

・母子世帯配慮への呼びかけ（理解を求める、必要に応じて支援して欲しい等）
・更衣室や授乳室などの表示
＜避難者の的確なニーズ把握＞
・区民避難所入所者個別ヒアリングの実施
・女性職員やボランティアによるニーズ調査
・意見箱の設置・回収

５　防火・防犯に係る留意事項

①　区民避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
②　多数の人が出入りする区民避難所では、不審者等による犯罪や事件が起こりやすくなるため、女性や子ども、要配慮者等が被害にあわないよう、区民避難所内における防犯意識の啓発、見回りを実施する。
③　性暴力、DV 防止ポスター、チラシ、カード、HP 等の手段を用いた防犯に係る啓発等に努める。

６　愛玩動物（ペット）等管理

（１）区民避難所における愛玩動物（ペット）の適正な飼育

①　避難所連絡会議において愛玩動物（ペット）の飼育に関する事前の取り決めがある場合に、開設した区民避難所において、愛玩動物（ペット）の飼育場所を必要に応じて確保する。
②　区民避難所内に同行して来た愛玩動物（ペット）の飼育場所を確保することを定めていない場合は、近接した避難所等に飼育場所を確保する。

（２）愛玩動物（ペット）等の救援

①　都、関係団体が行う動物救護活動に協力する。
②　逸走動物等が発生しないよう、飼い主への適切な指導を行う。
③　特定動物逸走時の措置（情報提供、避難誘導等）を関係機関と協議して進める。

７　ボランティアの受入れ

①　ボランティア活動においても、性別や年齢等を問わず、互いの力を認め、性別の役割などを固定せず、個人個人が適材適所で活躍できるよう配慮する。
②　「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアルやボランティア活動支援マニュアル等の業務手順に従い、ボランティアを受入れる。
③　区災害ボランティアセンターを通じて、区民避難所で活動するボランティアを派遣する。

第３　避難者の他地区への移送

○区民避難所に避難者を受入れることが困難な場合、他地区への移送について、都知事（都福祉保健局）へ要請する。

１　移送要請

区長は、区の区民避難所に避難者を受け入れることが困難なときは、避難者の他地区（近隣の非被災地区もしくは小被災地または隣接県）への移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。

２　避難者の移送

区長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。

３　移送先の避難所運営

移送された避難者の区民避難所の運営は移送元である本区が行う。

図表 7- 8　避難者の域外避難に係る手順

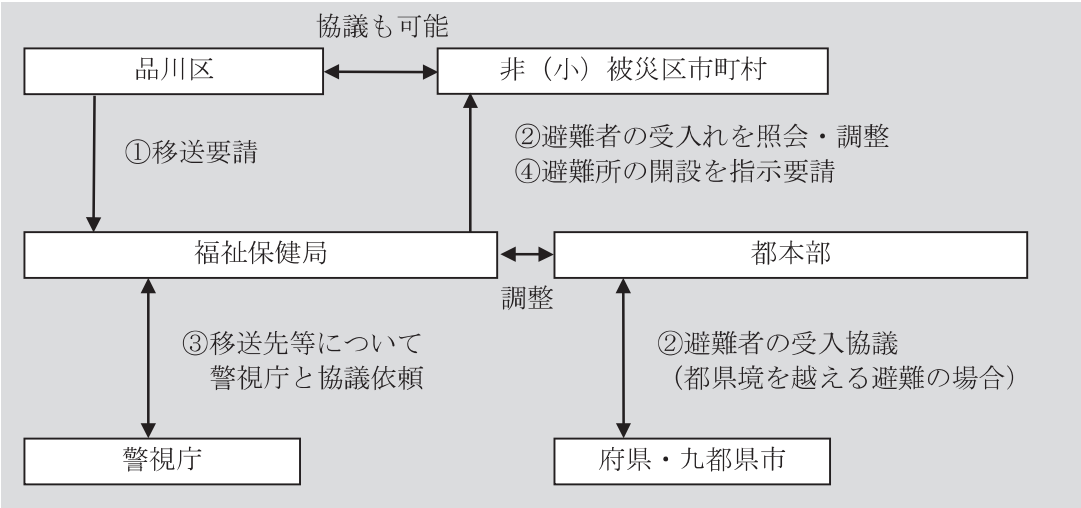

（平成 30 年 9 月 1 日現在）

資料 48　区民避難所設置計画（本編　震- 7-7、風水害- 3-28 頁）

品川第一地区（№1）

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
品川学園	北品川３－９－30	3474-2671	鉄筋	6,459	品川女子学院	北品川二丁目町会	北品川２丁目１番、２番（18 号～）、３番（４～17 号）、４番～19 番、20 番（１～11 号、14 号～）、22 番（２～９号、10 号の一部）、23～29 番、30 番（９～27 号、28 号）
						北品川三丁目親和会	北品川２丁目 34 番 北品川３丁目１番～11 番 北品川４丁目 11 番 南品川４丁目１番（15 号除く）、２番
御殿山小学校	北品川５－２－６	3441-0814	〃	2,546	総合体育館	袖ケ崎新興会	北品川５丁目１番～２番 北品川６丁目１番～５番 東五反田２丁目 16 番～22 番 東五反田３丁目 18 番～19 番、20 番（17 号）
						御殿山町会	北品川４丁目１番～10 番 北品川５丁目 10 番（４号～）11 番～20 番 北品川６丁目６番～７番
						小関親睦会	北品川５丁目３番～９番、10 番（１～３号）
台場小学校	東品川１－８－30	3471-3397	〃	2,601	品川女子学院	北品川一丁目町会	北品川１丁目１番～４番、22 番～30 番 北品川２丁目２番１～17 号、３番（１～３号、18 号～）
						都営北品川アパート自治会	北品川１丁目５番（１号）
						都営北品川第２アパート自治会	北品川１丁目７番（１～２号）
						八ツ山町会	北品川１丁目６番、８番～21 番
						天王洲会	東品川２丁目１番～５番、６番（11～13 号除く） 東品川５丁目１番～10 番
						都営天王洲団地自治会	東品川２丁目６番（11～13 号）

品川第一地区（№2）

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
（台場小学校）						東品川一・三町会	東品川１丁目１番、２番（12 号除く）、３番～７番、８番（７号除く）９番～27 番、28（１～６号、33 号）、29 番（１～11 号、27 号～）
						都営東品川第４アパート自治会	東品川１丁目２番（12 号）
						都営東品川７棟自治会	東品川１丁目８番（７号）

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域 該当町会・自治会	収容地域 区域
城南小学校	南品川２－８－21	3471-7919	鉄筋	620	八潮高校	真交町会	南品川２丁目９番（一部）、10番～13番、14番（一部）、15番（一部）
						博友町会	南品川２丁目８番（一部）、９番（一部）、14番（一部）、15番（一部）、16番、17番（一部）
						諏訪町会	南品川２丁目５番（一部）、６番（一部）、７番、８番（一部）、17番（一部） 南品川３丁目１番（一部）、５番（一部）、６番（一部）
						明睦会	南品川１丁目１番、10番（一部） 南品川２丁目１番、９番（一部） 南品川４丁目２番（一部）、３番～４番、５番（一部）、17番～19番 南品川５丁目１番（一部）
						三睦会町会	南品川３丁目１番（一部）、２番～４番、５番（一部）、６番（一部）、７番 南品川５丁目13番～16番
浅間台小学校	南品川６－８－８	3474-2727	〃	956	品川エトワール女子高等学校	東睦会	南品川２丁目２番～４番 南品川５丁目１番（一部）、２番～８番
						南品川南睦会	南品川５丁目９番～12番
						同友会町会	南品川４丁目１番（一部） ５番（一部）、６番～16番 広町１丁目１番（一部）、２番～６番
						六丁目睦会	南品川６丁目１番～19番
城南第二小学校	東品川３－４－５	3471-7481	〃	1,124	八潮高校	△東親会	東品川３丁目１番（一部）、２番～16番、17番（一部）、32番（一部）
						洲崎町会	東品川１丁目28番（７～32号）、29番（12～26号）、30番～39番 東品川３丁目１番（15号、19号、21号）

町会名の前の△は避難所が２か所に分かれる町会

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
(城南第二小学校)						櫻心会町会	北品川２丁目 20 番（12～13 号）、21 番、22 番（10 号の一部）、30 番（１～８号、28 号・荏原神社）、31 番～33 番 南品川１丁目２番～９番、10 番（１～16 号） 南品川２丁目９番（３～９号）
東海中学校	東品川３－30－15	3471-6951	鉄筋	880	都立産業技術高専	東品川第一自治会	東品川３丁目 29 番
						都営東品川第３アパート自治会	東品川３丁目 32 番（一部）
						△東親会	東品川３丁目 18 番～28 番、30 番～31 番、32 番（一部） 東品川４丁目１番～13 番
						自治八潮会	東品川３丁目 17 番（一部）

町会名の前の△は避難所が２か所に分かれる町会

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
日野学園	東五反田２－11－１	3441-3209	鉄筋	3,407	清泉女子大	五反田一丁目町会	東五反田１丁目 13 番（一部）、14 番～15 番、21 番 東五反田２丁目１番～３番、７番～９番
						東五反田みづほ町会	東五反田１丁目 22 番（一部）、23 番（一部）、24 番～25 番 東五反田２丁目４番～６番、10 番～14 番、15 番（都営アパート除く）
						五反田中部町会	東五反田１丁目４番～７番、８番（３号の一部～13 号）、11 番、12 番（１～11 号）、13 番（１～10 号）、16 番～20 番、22 番（一部）、23 番（一部） 東五反田５丁目 25 番（11～19 号）、26 番（根岸ビル）
						五反田東口町会	東五反田１丁目 12 番（12～13 号）、13 番（11～13 号） 東五反田５丁目 22 番（11～36 号）、23 番～24 番、25 番（20 号）、26 番（根岸ビル除く）、27 番～28 番
						五反田睦町会	西五反田１丁目６番～10 番
						島津山自生会	東五反田１丁目１番、３番 東五反田３丁目５番、６番（９～16 号）、７番（４号～）、８番（１～９号）、９番～17 番、20 番～21 番
						都営東五反田二丁目アパート自治会	東五反田２丁目 15 番（６号）都営アパート
						西五反田一・二・三町会	西五反田１丁目１番～５番 西五反田２丁目１番～21 番 西五反田３丁目５番（15～17 号）、６番（桜コート目黒の一画、３～15 号、38 号除く）

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
第三日野小学校	上大崎１－19－19	3441-6452	鉄筋	1,854	日野学園	池田山町会	東五反田５丁目２番（５号の一部、9～10 号、12～37 号）、３番～８番、10 番～20 番、22 番（１～10 号）、25 番（１～10 号、21 号～）
						袖が崎町会	東五反田１丁目２番（１～２号、５号の一部、39～46 号） 東五反田３丁目１番～４番、６番（17～20 号）、７番（１～３号）、８番（10 号～） 東五反田４丁目３番（１～13 号）、４番～６番、８番（７～29 号）
						相生会	東五反田１丁目２番（３～４号、５号の一部～38 号）、８番（１号、２号、３号の一部）、９番～10 番 東五反田４丁目１番～２番、３番（14 号～）、７番（１～６号、31 号～）、８番～11 番 東五反田５丁目９番 上大崎１丁目 13 番～14 番、15 番（１～６号、18 号、25 号の一部、26 号の一部）、16 番
						上大崎一丁目町会	上大崎１丁目５番（４～30 号）、６番～９番、10 番（１～７号、24～43 号）
						上大崎一丁目愛誠会	上大崎１丁目３番～４番、５番（３号、41 号～）、19 番、20 番（一部）
						上大崎一丁目第一愛誠会	上大崎１丁目３番～４番、５番（３号、41 号～）、19 番、20 番（一部）
						上大崎池の谷町会	上大崎１丁目５番（34～41 号）、10 番（10～23 号）、11 番～12 番、15 番（19～24 号、25 号の一部、26 号の一部）、17 番～18 番
						上大崎目黒駅前町会	上大崎１丁目１番（１～４号）、２番 上大崎２丁目 10 番（41～43 号）、11 番～16 番 上大崎３丁目１番～５番、10 番（１～14 号、41 号～）

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
（第三日野小学校）						上大崎三丁目町会	上大崎３丁目９番（１～11 号、12 号の一部）、10 番（８～40 号）、 11 番～13 番、14 番（18 号～）
						目黒駅前西口町会	上大崎２丁目 17 番～28 番
						中丸親和町会	東五反田５丁目１番、２番（１～３号、５号の一部、６号、11 号）、21 番、22 番（一部） 上大崎１丁目１番（６～14 号）、20 番（18～26 号）、21 番～23 番 上大崎３丁目５番（11～15 号）、６番～８番、９番（12 号の一部、13～37 号）、14 番（１～17 号）
						上大崎長者丸町会	上大崎２丁目１番～９番、10 番（34 号、43 号、45 号除く）
第四日野小学校	西五反田４－29－９	3491-1281	鉄筋	1,127	中原児童センター	夕陽会	上大崎３丁目１番（１号） 上大崎４丁目全域 西五反田３丁目１番～４番、５番（15～17 号除く）
						大崎本町三丁目町会	西五反田３丁目６番（桜コート目黒の一画）、10 番～16 番 西五反田４丁目１番～４番、30 番～32 番 西五反田５丁目１番
						西五反田四丁目町会	西五反田４丁目５番～29 番 小山台１丁目 32 番（一部）、33 番（一部）

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
(第四日野小学校)						西五反田五丁目西三町会	西五反田５丁目７番～14 番、23 番～30 番 小山１丁目１番（１～５号）、(桐ヶ谷通りに接する部分)、２番（１号）、(桐ヶ谷通りに接する部分)、３番（３～10 号）、(桐ヶ谷通りに接する部分)
						西五反田谷山会	西五反田３丁目６番（３～12 号、38 号）
第一日野小学校	西五反田６－５－32	3492-6258	鉄筋	2,045	立正大学	西五反田一丁目町会	西五反田１丁目 11 番～33 番 西五反田２丁目 28 番（５号）
						西五反田本町会	西五反田２丁目 22 番～27 番、28 番（５号除く）、29 番～32 番 西五反田３丁目７番
						西五反田七・五・三町会	西五反田３丁目８番～９番 西五反田５丁目２番～５番 西五反田７丁目１番～５番、19 番（１～３号、11 号～）、20 番
						西五反田協和町会	西五反田７丁目６番～18 番、19 番（４～10 号）、21 番、22 番（TOC＝南町会と 1/2） 西五反田８丁目１番～８番
						西五反田西二町会	西五反田５丁目６番、15 番～22 番、31 番～32 番 西五反田６丁目１番～４番、６番、18 番～22 番 荏原１丁目１番～２番（桐ヶ谷通りに接する部分）、５番～６番（桐ヶ谷通りに接する部分）、９番～10 番（桐ヶ谷通りに接する部分）、13 番～14 番（桐ヶ谷通りに接する部分）

大崎第一地区（№5）

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
(第一日野小学校)						西五反田六丁目町会 西五反田南町会	西五反田６丁目５番～10 番、16 番～17 番 西五反田６丁目 11 番～15 番、23 番～25 番 西五反田７丁目 22 番（協和町会と 1/2)、23 番～25 番 西五反田８丁目６番（１～９号)、９番～12 番 大崎４丁目 12 番（29 号、30 号)、13 番

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
芳水小学校	大崎３－12－22	3491-1555	鉄筋	987	立正大学	大崎一二三町会	大崎２丁目全域（９番１～４号を除く） 大崎３丁目１番（12～17 号）、２番、３番（１号、４～13 号）、９番～20 番
						大崎三五町会	大崎３丁目１番（１号、３号、５号、８号、11 号）、３番（２～４号）、４番～８番 大崎５丁目全域
						大崎四丁目町会	大崎４丁目１番～11 番、12 番（１～27 号） 西五反田８丁目４番（14 号、15 号）
						大崎居木橋町会	大崎１丁目全域
						大崎ウエストシティタワーズ自治会	大崎２丁目９番（１～４号）
三木小学校	西品川３－16－28	3491-0404	〃	1,478	立正大学	西品川三栄会	西品川１丁目８番（22～28 号）、11 番（５～18 号）、12 番（２～10 号）、13 番～16 番、18 番～24 番、27 番
						協力睦会	西品川１丁目１番～７番、８番（２号、８号、13 号、16 号）、９番～10 番、11 番（１～４号）、12 番（11 号、13～14 号）、17 番
						西品川新生会	西品川２丁目３番 西品川３丁目 16 番～21 番
						西品川三ツ木会	西品川２丁目１番～２番、４番～８番、９番（２～４号）、10 番（１～５、20 号）、11 番、12 番（１～15 号）、13 番～16 番、20 番（１～11 号、17～18 号） 豊町１丁目２番（４号、６～15 号）
大崎中学校	西品川３－10－６	3491-6623	〃	1,041	立正大学	品川尚和会	西品川３丁目１番～15 番 戸越１丁目 25 番（1～9 号）、26 番（1～4 号、25 号）、27 番（1～12 号、32～34 号）、29 番（1～10 号、29～34 号）、31 番
						西品川二丁目会	西品川２丁目 9 番（6～14 号）、10 番（6～19 号）、12 番（15～20 号）、17 番～19 番、20 番（12～16 号）、21 番～24 番

大井第一地区（№1）

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
立会小学校	東大井４－15－９	3474-3424	鉄筋	1,225	きゅりあん	大井立会町会	東大井５丁目１番～20 番、21 番（１～４号）、22 番～26 番 東大井６丁目５番（１～５号、７～10 号の一部）
						東大井林町会	東大井４丁目２番～９番
						東大井月見台町会	東大井４丁目１番、10 番～15 番
						鮫洲仲町会	東大井１丁目 16 番～25 番
						△大井元芝町会	東大井３丁目１番～16 番
鮫浜小学校	東大井２－10－14	3765-2844	〃	934	産業技術高専学校	鮫洲北町会	東大井１丁目１番～３番、４番（１～５号、18～29 号）、15 番（１～13 号、15～21 号）
						△大井元芝町会	東大井２丁目１番～３番、10 番～12 番
						鮫洲曙町会	東大井１丁目４番（６～17 号）、５～14 番、15 番（14 号）
						鮫洲南町会	東大井２丁目４番～９番
						大井北浜川東町会	東大井２丁目 14 番～16 番、17 番（９号の一部～15 号）、18 番～19 番
						北浜川仲町会	東大井２丁目 17 番（１～９号の一部）、20 番、24 番～28 番
浜川中学校	東大井３－18－34	3761-1014	〃	1,052	産業技術高専学校	大井関ヶ原町会	東大井３丁目 20 番（１～３号、27～32 号）、21 番（１～４号の一部、25～28 号）、22 番（１～３号） 東大井５丁目 21 番（５～９号） 東大井６丁目１番～４番、５番（６号、10 号の一部～21 号）、６番～16 番
						北浜川西町会	東大井２丁目 13 番、21 番～23 番 東大井３丁目 17 番～19 番、20 番（４～26 号）、21 番（４号の一部～24 号）、22 番（４～28 号）、23 番～29 番

町会名の前の△は避難所が２か所に分かれる町会

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
浜川小学校	南大井４－３－27	3761-0530	鉄筋	1,250	大井競馬場	大井寺下町会	南大井４丁目１番 南大井５丁目１番～12 番 東大井６丁目 17 番
						△南大井第四町会	南大井４丁目２番～15 番、16 番（１～20 号、24～26 号）
						△大井南浜町会	南大井１丁目３～６番
鈴ケ森小学校	南大井４－16－２	3763-6631	〃	1,569	大井競馬場	大井水神町会	南大井５丁目 13 番～27 番 南大井６丁目１番～14 番
						大井坂下町会	南大井６丁目 15 番～17 番、19 番～28 番
						大森駅前住宅自治会	南大井６丁目 18 番
						△鈴ヶ森町会	南大井３丁目１番～14 番 南大井４丁目 16 番（21～23 号）、17 番～20 番
						△大井海岸町会	南大井３丁目 15 番～35 番
鈴ケ森中学校	南大井２－３－14	3765-2849	〃	1,583	大井競馬場	△鈴ヶ森町会	南大井２丁目１番～９番
						△大井海岸町会	南大井２丁目 10 番～12 番
						勝島町会	勝島１丁目全域 勝島２丁目全域
						△大井南浜町会	南大井１丁目７番～11 番、14 番～22 番
						△南大井第四町会	南大井１丁目１番～２番、12 番～13 番

町会名の前の△は避難所が２か所に分かれる町会

大井第二地区

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
山中小学校	大井３－７－19	3772-3006	鉄筋	1,318	小野学園	大井一丁目権現町会 大井一丁目鎧町会 大井三丁目町会 大井森下町会 大井二丁目町会	大井１丁目１番～19番 大井１丁目20番～55番 大井３丁目全域 大井２丁目１番（３～25号）、２番、７番～15番、24番～27番 二葉１丁目21番（１～４号）、22番（12～13号） 大井２丁目３番～６番、16番～23番
伊藤学園	大井５－１－37	3771-3374	〃	5,385	ｳｪﾙｶﾑｾﾝﾀｰ原	大井滝王子町会 西大井一丁目町会	大井５丁目全域 西大井１丁目全域

大井第三地区

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
大井第一小学校	大井６－１－32	3771-5240	鉄筋	1,466	伊藤学園	大井鹿島町会 大井庚塚町会 大井倉田町会	大井６丁目全域 大井７丁目４番(19～21 号)、27 番、29 番～30 番 次を除く大井７丁目全域 （大井７丁目１番、４番（19～21 号)、27 番、29 番～30 番) 大井４丁目全域
ウェルカムセンター原 (こうほうえん他含む)	西大井２－５－21 〃	5742-4660 5718-1331	〃 〃	836	伊藤学園	出石町会 西大井二丁目町会	大井７丁目１番 西大井３丁目全域 西大井２丁目（７番～８番を除く）
伊藤小学校	西大井５－６－８	3771-5331	〃	1,456	朋優学院高等学校	西大井四丁目町会 西大井六丁目町会	西大井２丁目７番～８番 西大井４丁目全域 西大井６丁目（１番を除く）
冨士見台中学校	西大井５－５－14	3772-0900	〃	1,185	伊藤児童センター	西大井五丁目伊藤町会	西大井５丁目全域

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
小山台小学校	小山台１－18－24	3712-7587	鉄筋	1,068	小山台高校	小山台一丁目町会 小山台一丁目東町会 小山台二丁目町会	小山台１丁目１番～14 番、28 番～33 番 小山台１丁目 15 番～27 番 小山台２丁目７番（16～22 号）、８番 小山台２丁目１番～４番
後地小学校	小山２－４－６	3781-0890	〃	867	後地児童センター	小山一丁目町会 小山二丁目東部町会 小山二丁目西部町会	小山１丁目１番（１号、９～15 号）、２番、３番（11～17 号）、４番（５～８号、15 号、29～34 号）、５番～11 番 小山２丁目８番～17 番 小山２丁目１番～７番
小山小学校	小山５－10－６	3781-0044	〃	2,046	小山台高校	小山三丁目町会 小山四丁目町会 荏原五丁目町会	小山３丁目全域 小山４丁目全域 荏原５丁目全域
荏原第一中学校	荏原１－24－30	3785-1680	〃	1,428	平塚児童センター	荏原一丁目町会 荏原二丁目町会	荏原１丁目１番（５～35 号）、２番（５～15 号）、３番～４番、５番（８～20 号）、６番（５～15 号）、７番～８番、９番（６～12 号）、10 番（６～13 号）、11 番～12 番、14 番（７～12 号）、19 番、24 番～25 番 荏原２丁目４番～８番、10 番～17 番
荏原第六中学校	小山５－20－19	3781-7776	〃	1,558	小山台高校	小山五丁目町会	小山５丁目全域

荏原第二地区

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
第二延山小学校	旗の台１－６－１	3781-1348	鉄筋	2,326	香蘭女学校	小山六丁目町会 小山七丁目町会 荏原六丁目町会 荏原七丁目町会 旗の台一丁目町会	小山６丁目全域 小山７丁目全域 荏原６丁目１番～６番、13 番～18 番 荏原７丁目全域 旗の台１丁目全域
清水台小学校	旗の台１－11－17	3781-4841	〃	748	香蘭女学校	小山洗足町会 旗の台二丁目町会 旗の台西二丁目町会 旗の台六丁目町会	旗の台６丁目１番～４番、５番（１～10 号、44 号～）、13 番～19 番 旗の台２丁目１番～８番、９番（6～27 号）、13 番（11 号一部、12～16 号） 旗の台２丁目９番（１～５号、28～34 号）、10 番～12 番、13 番（１～10 号、11 号一部） 旗の台６丁目５番（11～43 号）、６番～12 番、20 番～25 番

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域 該当町会・自治会	収容地域 区域
京陽小学校	平塚２－19－20	3781-4775	鉄筋	1,262	星薬科大学	平塚一丁目町会 平塚二丁目町会 中原共和町会	平塚１丁目１番～９番 平塚２丁目７番（１～３号）、８番～20番 荏原２丁目１番～３番 荏原１丁目15番～18番、20番～23番 平塚２丁目１番～６番、７番（２号、３号を除く）
荏原平塚学園	平塚３－16－26	3782-7770	〃	4,280	星薬科大学	平塚一丁目南部町会 東中延一丁目町会 平塚三丁目町会	平塚１丁目10番～21番 東中延１丁目全域 戸越５丁目１番～２番、14番～15番 平塚３丁目全域 荏原２丁目９番、18番
スクエア荏原	荏原４－５－28	5788-5323	〃	1,423	荏原平塚学園	平塚四丁目町会 荏原三丁目町会 荏原四丁目町会	荏原４丁目４番～７番、14番～18番 西中延１丁目１番～３番 荏原３丁目全域 荏原４丁目１番～３番、８番～13番
中延小学校	中延１－11－15	3781-4016	〃	856	荏原文化センター	中延一丁目町会 西中延一丁目町会	中延１丁目全域 中延２丁目１番、２番（１～５号）、３番～４番、５番（１～８号、21～22号） 西中延１丁目４番～11番 荏原６丁目７番～12番、19番
延山小学校	西中延２－17－５	3781-3806	〃	891	荏原文化センター	中延二丁目町会 西中延二丁目町会 中延三丁目町会 西中延三丁目町会	中延２丁目２番（７～13号）、５番（９～20号）、６番～17番 西中延２丁目全域 中延３丁目全域 西中延３丁目全域

荏原第三地区（№2）

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
戸越台中学校	戸越１－15－23	3781-6250	鉄筋	1,332	平塚児童センター	戸越銀座町会	戸越１丁目１番～９番、13番、15番 戸越３丁目１番～２番
						戸越一丁目町会	戸越１丁目10番～12番、14番、16番～24番、25番（９号の一部～21号）、26番（５～25号）、27番（13～30号）、28番、29番（11～28号）、30番
						戸越二丁目町会	戸越２丁目全域
宮前小学校	戸越４－５－10	3781-4386	〃	1,017	大崎高校	戸越三丁目町会	戸越３丁目３番～11番
						戸越四丁目町会	戸越４丁目全域
						戸越五丁目町会	戸越５丁目３番～13番、16番～20番

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
大原小学校	戸越６－17－３	3781-4487	鉄筋	1,061	大原児童センター	東中延二丁目町会	東中延２丁目１番～10番（9番11～15号を除く） 戸越６丁目１番～３番、13番～14番 中延４丁目５番（１～４号、18～22号）
						戸越六丁目町会	戸越６丁目４番～12番、16番～22番
源氏前小学校	中延６－２－18	3781-4348	〃	1,029	冨士見台児童センター	中延四丁目町会	中延４丁目１番～４番、10番～18番
						荏原町町会	中延４丁目19番 中延５丁目３番～６番、13番～15番 中延６丁目１番、６番
						△東中三町会	中延４丁目５番（５～17号、23号～）、６番～９番、20番～21番 東中延２丁目９番（11～15号）
						中延六丁目町会	中延６丁目２番～５番、７番～11番 二葉４丁目１番～２番、27番 西大井６丁目１番（１～６号、31～36号）
上神明小学校	二葉４－４－10	3781-4792	〃	865	大崎高校	豊町六丁目町会	豊町６丁目４番～21番、27番～31番
						二葉四丁目町会	二葉４丁目３番～26番 西大井６丁目１番（7～30号）
						△東中三町会	豊町６丁目１番～３番、22番～26番 戸越６丁目15番、23番
						二葉三丁目町会	二葉３丁目１番～16番、22番～30番
旗台小学校	旗の台４－７－11	3785-1687	〃	1,289	旗の台児童センター	中延五丁目町会	中延５丁目１番～２番、７番～12番
						旗の台四丁目町会	旗の台４丁目全域

町会名の前の△は避難所が２か所に分かれる町会

荏原第四地区（№2）

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
荏原第五中学校	旗の台５－11－13	3781-5643	鉄筋	2,077	旗の台文化センター	旗の台三丁目町会 旗の台五丁目町会 旗の台南町会	旗の台３丁目全域 旗の台５丁目６番～12番、21～28番 旗の台５丁目１番～５番、13番～20番 旗の台６丁目26番～33番

荏原第五地区

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
戸越小学校	豊町２－１－20	3781-2856	鉄筋	1,525	ゆたか児童センター	豊町一丁目町会 豊町二丁目親和会	豊町１丁目１番、２番（１～３号、５号、15～24 号）、３番～18 番 西品川２丁目９番（１～２号、15～22 号） 豊町２丁目１番～23 番 西品川１丁目 25 番～26 番、28 番～30 番
旧荏原第四中学校	豊町３－５－31	－	〃	572	戸越体育館	豊町三丁目町会 △豊町四丁目町会	豊町３丁目１番～13 番 豊町４丁目２番～６番
豊葉の杜学園	二葉１－３－40	3782-2930	〃	5,053	戸越体育館	二葉一丁目町会 二葉神明町会 二葉二丁目町会 二葉中央町会	二葉１丁目４番～11 番、16 番～20 番、21 番（５～15 号） 大井２丁目１番（１～２号、26～31 号） 二葉１丁目１番～３番、12 番～15 番、22 番（１～11 号）、23 番 二葉２丁目１番～９番 二葉２丁目 10 番～26 番、二葉３丁目 17 番～21 番
杜松ホーム	豊町４－24－15	6426-8213	〃	408	大崎高校	△豊町四丁目町会 豊町五丁目町会	豊町４丁目７番～25 番 豊町５丁目１番～18 番 豊町４丁目１番

施設名	所在地	電話	構造	収容人員	主な補完避難所	収容地域	
						該当町会・自治会	区域
明晴学園	八潮５－２－１	6380-6775	鉄筋	1,249	八潮地区内区有施設	八潮１号棟自治会 品川八潮２号棟自治会 八潮団地都営３号棟自治会 八潮４号棟自治会 品川八潮５号棟自治会 八潮ハイツ自治会 八潮パークタウン第７号棟自治会	１号棟～10 号棟（八潮５丁目１番～３番） 品川総合福祉センター 八潮１丁目～八潮３丁目 東八潮
八潮学園	八潮５－11－２	3799-1641	〃	4,720	八潮地区内区有施設	八潮 11 号棟自治会 八潮 12 号棟自治会 コーシャハイム八潮西自治会 シティコープ八潮浜自治会 潮路東ハイツ自治会 八潮 58・59 号棟自治会 八潮 60 号棟自治会 69 号棟自治会 八潮ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ潮路北第一ﾊｲﾂ自治会	11 号棟～23 号棟、51 号棟～69 号棟 八潮わかくさ荘 （八潮５丁目３番～５番、10 番～12 番）
こみゅにてぃぷらざ八潮	八潮５－９－11	3799-2021	〃	1,503	八潮地区内区有施設	八潮ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ潮路南第二ﾊｲﾂ自治会 八潮ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ潮路南第一ﾊｲﾂ自治会 八潮 40 号棟自治会 第 41 号棟自治会 42 号棟自治会 八潮 43 号棟自治会 シティコープ八潮台自治会 八潮南 47 号棟自治会 八潮五丁目 48 号棟自治会 八潮 49 号棟自治会 50 号棟自治会 八潮寮自治会	24 号棟～50 号棟 八潮寮 （八潮５丁目６番、８番、10 番） 八潮４丁目

（平成 29 年 9 月 1 日現在）

資料 49　補完避難所一覧（本編　震- 7-7 頁）

（平成 29 年 10 月 1 日現在）

地区	施設名	所在地	電話	構造	収容人数	備考
品川第一地区	小関児童センター	北品川５－８－15	3449-1676	鉄筋	209	
	東品川児童センター	東品川１－34－９	3472-5806	〃	129	
	北品川児童センター	北品川２－７－21	3471-2360	〃	118	
	品川女子学院	北品川３－３－12	3474-4048	〃	378	
品川第二地区	都立八潮高等学校	東品川３－27－22	3471-7384	〃	636	
	南品川児童センター	南品川４－５－28	3450-5043	〃	194	
	品川エトワール女子高等学校	南品川５－12－４	3474-2231	〃	226	
	都立産業技術高等専門学校	東大井１－10－40	3471-6331	〃	573	（大井第一地区と共同使用）
大崎第一地区	東五反田児童センター	東五反田５－24－１	3443-1629	〃	85	
	中原児童センター	小山１－４－１	3492-6119	〃	153	
	清泉女子大学	東五反田３－16－21	3447-5551	〃	121	
	総合体育館	東五反田２－11－２	3449-4400	〃	1,885	（品川第一地区と共同使用）
大崎第二地区	三ツ木児童センター	西品川２－６－13	3491-1005	〃	121	
	立正大学	大崎４－２－16	3492-2681	〃	4,180	（大崎第一地区と共同使用）
大井第一地区	東大井児童センター	東大井１－22－16	3471-1070	〃	136	
	南大井児童センター	南大井３－７－13	3761-4148	〃	90	
	水神児童センター	南大井５－13－19	3768-2027	〃	247	
	総合区民会館（きゅりあん）	東大井５－18－１	5479-4100	〃	2,740	
	大井競馬場	勝島２－１－２	3763-2151	〃	1,049	
大井第二地区	一本橋児童センター	大井２－25－１	3775-4352	〃	89	
	大井倉田児童センター	大井４－11－34	3776-4881	〃	195	
	滝王子児童センター	大井５－19－14	3771-3885	〃	235	
	小野学園	西大井１－６－13	3774-1151	〃	326	
大井第三地区	伊藤児童センター	西大井６－13－１	3771-1311	〃	56	

地区	施設名	所在地	電話	構造	収容人数	備考
	朋優学院高等学校	西大井６－１－23	3784-2131	〃	424	
荏原第一地区	後地児童センター	小山２－９－19	3785-5033	〃	179	
	平塚児童センター	平塚２－２－３	3786-2228	〃	270	（荏原第三地区と共同使用）
	都立小山台高等学校	小山３－３－32	3714-8155	〃	489	
荏原第二地区	旗の台児童センター	旗の台５－19－５	3785-1280	〃	145	（荏原第四地区と共同使用）
	旗の台文化センター	旗の台５－19－５	3786-5191	〃	499	（荏原第四地区と共同使用）
	香蘭女学校	旗の台６－22－21	3786-1136	〃	524	
荏原第三地区	中延児童センター	西中延１－６－16	3781-9300	〃	133	
	星薬科大学	荏原２－４－41	3786-1011	〃	742	
	荏原文化センター	中延１－９－15	3785-1241	〃	365	
荏原第四地区	大原児童センター	戸越６－16－１	3785-5128	〃	162	
	東中延児童センター	東中延２－５－10	3785-0419	〃	97	
	西中延児童センター	西中延３－８－５	3783-1875	〃	114	
	冨士見台児童センター	西大井６－１－８	3785-7834	〃	112	
荏原第五地区	ゆたか児童センター	豊町１－18－15	3786-0633	〃	189	
	南ゆたか児童センター	豊町４－17－21	3781-3577	〃	101	
	都立大崎高等学校	豊町２－１－７	3786-3355	〃	791	（荏原第三、荏原第四地区と共同使用）
	戸越体育館	豊町２－１－17	3781-6600	〃	976	
八潮地区	八潮児童センター	八潮５－10－27	3799-3000	〃	391	
その他の公立施設					5,016	
公立保育園・幼稚園・幼保一体施設					10,637	
その他私立学校等					1,581	

資料 50　二次避難所一覧（本編　震- 7-7 頁）

	施設名	所在地	電話	構造	収容人数
1	北品川シルバーセンター	北品川１－29－12	3471-6507	鉄筋	76
2	都立品川特別支援学校	南品川６－15－20	5460-1160	〃	177
3	東品川ゆうゆうプラザ	東品川３－32－10	3472-2944	〃	110
4	南品川シルバーセンター	南品川５－10－３	3471-7000	〃	135
5	上大崎シルバーセンター	上大崎１－３－12	3449-1750	〃	59
6	五反田シルバーセンター	東五反田２－15－６	3445-0296	〃	44
7	西五反田シルバーセンター	西五反田３－９－10	3493-0076	〃	96
8	大崎ゆうゆうプラザ	大崎２－７－13	5719-5322	〃	99
9	南大井シルバーセンター	南大井３－７－13	3761-6540	〃	79
10	関ヶ原シルバーセンター	東大井６－11－11	3765-7022	〃	88
11	小山シルバーセンター	小山５－17－18	3785-6420	〃	54
12	後地シルバーセンター	小山２－９－19	3781-6506	〃	86
13	心身障害者福祉会館	旗の台５－２－２	3785-3322	〃	324
14	平塚橋ゆうゆうプラザ	西中延１－２－８	5498-7021	〃	191
15	旗の台シルバーセンター	旗の台４－13－１	3783-7479	〃	66
16	ゆたかシルバーセンター	豊町３－２－15	3781-5424	〃	82
17	八潮児童センター（一部）	八潮５－10－27	3799-3000	〃	60
18	八潮地域センター１階広間	八潮５－10－27	3799-2000	〃	36
19	平塚ゆうゆうプラザ	平塚２－10－20	5751-7070	〃	57
20	荏原いきいき倶楽部	荏原６－２－８	3783-6471	〃	77

※その他、保育園等の施設がある。

資料 51　福祉避難所一覧（本編　震- 7-7 頁）

	施設名	所在地	電話	構造
1	晴楓ホーム	東品川３－１－８	5479-2744	鉄筋
2	かえで荘	八潮５－１－１	3790-4826	〃
3	ロイヤルサニー	西大井２－４－４	5743-6111	〃
4	荏原特別養護老人ホーム	荏原２－９－６	5750-2941	〃
5	成幸ホーム	中延１－８－７	3787-3616	〃
6	中延特別養護老人ホーム	中延６－８－８	3787-2951	〃
7	戸越台特別養護老人ホーム	戸越１-15-23	5750-1054	〃
8	八潮南特別養護老人ホーム	八潮５－９－２	5755-9360	〃
9	ケアセンター南大井	南大井５-19-１	5753-3901	〃
10	ケアホーム西五反田	西五反田３－６－６	5434-7831	〃
11	かもめ園	八潮５－１－１	3790-4729	〃
12	かがやき園	西大井６－２-14	3772-8171	〃
13	杜松ホーム(2F・3F)	豊町４-24-15	6426-8213	〃
14	平塚橋特別養護老人ホーム	西中延１－２－８	5750-3632	〃
15	上大崎特別養護老人ホーム	上大崎３-10-７	5477-5363	〃
16	ソピア御殿山	北品川５－２－１	5793-3355	〃
17	グランアークみづほ	南品川４－２-32	6717-6022	〃
18	アライブ品川大井	大井５-21-18	5746-6220	〃

参考資料２

新型コロナウイルス感染症に係る
避難所運営マニュアル
【品川区標準版 ver. 1】

令和２年７月

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症の流行期に発災した場合に備え、感染症対策の観点から、平成 31 年３月発行の避難所運営マニュアル【品川区標準版】を補完するものと位置付けています。

本マニュアルと避難所運営マニュアル【品川区標準版】で重複して記載されている内容については、本マニュアルを参考として避難所を運営いただくようお願いいたします。

なお、感染症対策については、令和２年７月時点で公表されている対策方法であり、避難所開設時には、最新の情報にご注意いただくようお願いいたします。

目　　次

Ⅰ　避難所運営マニュアルに係る基本的事項
　１　マニュアルの使用にあたって
　２　用語の説明
　３　新型コロナウイルス感染症対策について

Ⅱ　区が行う区民への事前周知事項
　１　感染防止のための避難行動
　２　在宅避難のための準備
　３　指定避難所以外の安全な避難先の確保
　４　避難時に携行する持ち物
　５　避難時の健康状態の申告
　６　自宅療養中の新型コロナウイルス感染者の避難行動

Ⅲ　事前の準備事項
　１　施設の使用区分およびレイアウトに関すること
　２　訓練に関すること
　３　備蓄品の確認

Ⅳ　避難所開設・運営に伴う留意事項
　１　避難所運営従事者の安全対策
　２　避難所運営従事者の役割分担
　３　避難所における感染症対策
　４　症状の発生した避難者等への対応
　５　要支援者等に対する対応

Ⅴ　避難所の閉鎖に伴う実施事項
　１　避難所運営会議
　２　区

Ⅵ　資料集

Ⅶ　関連資料

Ⅰ　避難所運営マニュアルに係る基本的事項

１　マニュアルの使用にあたって

⑴　目的

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症対策の留意事項をまとめ、区民避難所における感染拡大を予防するための基本的な手順等を記載し、避難所運営マニュアル【品川区標準版】を補完するものである。

⑵　範囲

ア　利用対象

区民避難所運営を担う防災区民組織、施設管理者等とする。

イ　対象施設

品川区地域防災計画に位置付けられた避難所には、「区民避難所」、「補完避難所」、「二次避難所」、「福祉避難所」の４種類がある。

本マニュアルの記述対象は、「区民避難所」とする。以降、本文中では「区民避難所」を「避難所」と記載する。

⑶　更新

本マニュアルは次の場合に随時更新するものとする。

ア　避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する新たな技術的助言、教訓が明らかになったとき。

イ　実施した避難所訓練等において改善事項が明らかになったとき。

２　用語の説明

用語	説明
感染者	新型コロナウイルス感染症の診断が確定した者
自宅療養者 （感染者）	無症状病原体保有者および軽症患者のうち、基礎疾患等がなく、医師が症状等から必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者
濃厚接触者	新型コロナウイルス感染症と診断された患者の同居者等 ※　濃厚接触者は、PCR 検査等、感染確認検査を実施し、陽性だった場合は、感染者として対応する。陰性だった場合は、最終接触日より 14 日間は健康監視対象として、症状出現の有無を保健所が原則、毎日確認し、症状出現した場合は、再度、感染確認検査を実施することが定められている。(令和２年７月現在)
症状のある避難者	咳・発熱等の感染の疑いがある者
症状のある避難者等	感染者・自宅療養者・濃厚接触者・症状のある避難者をいう
ゾーニング	居住区分を定めること
クラスター	感染者の集団

３　新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症への対策として、クラスターの発生を防止することが重要である。このため、避難所における新型コロナウイルス感染症対策は、密閉空間、密集場所、密接場面の３つの密がそろうような条件を回避することが基本となる。避難所運営業務において、感染症対策に疑義が生じた場合は、この基本に沿っているかを先ず考える。

Ⅱ　区が行う区民への事前周知事項

１　感染防止のための避難行動

避難とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保すること。避難所の３密（密閉、密集、密接）を防ぐため、避難所への避難だけではなく、様々な避難行動を検討する。

⑴　風水害時

台風等の風水害時には、区からの避難情報等を確認の上、避難する。特に、高齢者等避難に時間がかかる方および一緒に避難する方は、自らの避難行動について、早めに検討する。

（避難方法に関する検討事項）

ア　ハザードマップを確認し、浸水または土砂災害の危険がない場所に居住している方は、自宅に留まり安全を確保することも可能である。

イ　ハザードエリア内に居住している方は、区からの避難情報等に基づき、災害事象ごとの避難所等の安全な場所に避難をする。なお、避難情報の発令前に安全な場所にある親戚や知人宅に避難する際は、避難先での新型コロナウイルス感染症への感染リスクに十分配慮することが必要となる。

ウ　豪雨等により、外へ避難することが危険な場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに頑丈な集合住宅の上層階等の安全な場所があればそこに移動したりする等、命を守るための最善の行動をとる。

⑵　震災時

大規模な震災時には、避難生活が長期化することが予想される。

避難生活での環境変化による体調不良を起こすこともある。また、密集を回避する点からも、自宅で居住継続が可能な場合は、「在宅避難」を検討する。

（避難所へ避難する際の備え）

ア　避難所に人が多く集まることで、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するリスクがあるため、避難所に避難する際にはマスクを着用する等、感染リスクに十分配慮する。

イ　避難所内での接触機会を減らすため、体温計・消毒液・除菌シート等の衛生品やタオル・歯ブラシ等の清潔品、水・食料等必要な物は、各自であらかじめ確保した上で避難する。

２　在宅避難のための準備

災害が発生した後の自宅での避難生活に備えて、食料品・生活用品やトイレの備蓄品を確保しておく。

⑴　食料品を揃える際のポイント

ア　食料品は、最低３日分、なるべく１週間分確保する。

イ　飲料水の目安は、１人１日３リットル

ウ　主食（米・パン・麺）＋主菜（肉・魚・卵・豆）＋副菜（野菜・海そう・きのこ）の組み合わせを心がける。

⑵　生活用品を備えるポイント

ア　ライフライン（電気・上下水道・ガス）が止まることを前提に考えておく。

イ　普段から身につけているもの、常用している薬等、個人で必要とするものも備蓄品として備えておく。

３　指定避難所以外の安全な避難先の確保

各種の災害の発生を見据えて、指定された避難所への避難にこだわらず、親戚・知人宅等の安全な避難場所を事前に複数検討しておく。

４　避難時に携行する持ち物

避難するときに、最小限必要なものをすぐに持ち出せるように非常持出品を整理し、準備しておく。

⑴　一般的に必要なもの

ア　貴重品（現金、通帳、身分証明書等）

イ　食料品（非常食、飲料水等）

ウ　便利品（万能ナイフ、懐中電灯、軍手、ヘルメット等）

エ　衛生用品（常備薬、マスク、携帯用消毒液、体温計等）

オ　その他（携帯電話、充電器、携帯用ラジオ、モバイルバッテリー、緊急時の連絡先等）

⑵　個別に必要なもの

非常持出品には、一般的に必要なものの他に、個別で必要なものを追加しておく必要がある。

特に女性、高齢者、障害者、乳児がいる家庭およびペットのいる家庭等はそれぞれ必要なものを事前に準備しておく。

５　避難時の健康状態の申告

避難所では、健康状態の申告および検温（非接触型温度計による）を受ける。特に発熱、咳等自覚症状のある方は、必ず申告する。

その際、症状や状態により、避難スペースが分かれるため、避難所運営従事者の指示に従う。

６　自宅療養中の新型コロナウイルス感染者の避難行動

⑴　基本的な考え方

自宅療養者は、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則であり、保健所等から伝達された災害時の対応・避難方法等

に沿って、避難を行う。

ただし、災害の規模等によって、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、区民避難所派遣職員の指示を受ける。

⑵　避難所に避難した際の注意事項

確実なマスクの着用による周囲への感染拡大防止を行うとともに、他の避難者との接触を最小限にしつつ、区民避難所派遣職員と連携し、専用の避難居室に移動する。

なお、可能な限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等へ移送されることを前提に行動する。

Ⅲ　事前の準備事項

１　施設の使用区分およびレイアウトに関すること

避難所施設内の各諸室等の利用管理割り当てを、新型コロナウイルス感染症に対応した割り当てへの変更が必要なため、以下の点について検討する。

なお、検討にあたっては、「Ⅳ－３－⑶　P. 11」を参照する。

⑴　ゾーン

避難者を、以下の４つのゾーンへ区分けする。

名称	対象者
ゾーンＡ	自宅療養者（感染者）
ゾーンＢ	濃厚接触者
ゾーンＣ	症状のある避難者
ゾーンＤ	一般避難者

⑵　ゾーニングレイアウト

上記ゾーンごとに生活動線が交わらないようなレイアウトを検討する。（レイアウト例は、資料１参照）

なお、各ゾーンの規模は、災害時の感染状況等により定める。

⑶　ゾーンＡ・Ｂ・Ｃにおける利用スペース

ゾーンＤとは、完全に部屋を分ける等の配慮をする。

図）ゾーンＡ・Ｂ・Ｃのレイアウト例

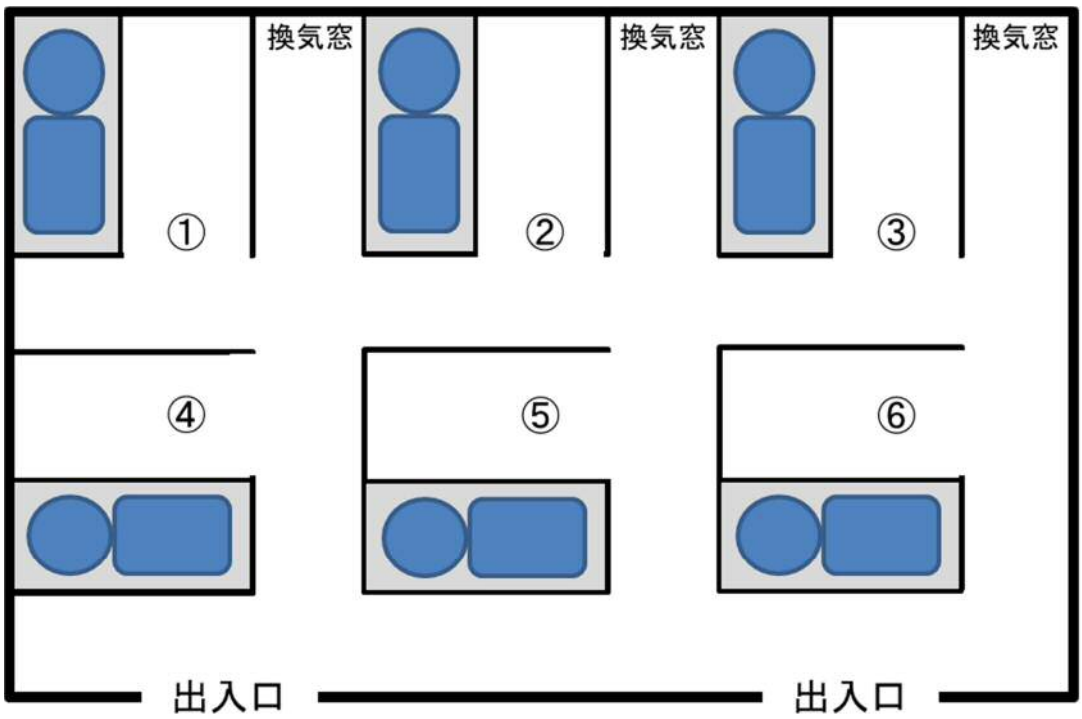

⑷　ゾーンＤにおける利用スペース

寝床の間隔を２ｍ（最低１ｍ）離した居住スペースを設置する等の配慮をする。区画に番号を振るとその後の避難所管理が容易となる。

また、個人情報保護の観点からも番号振りを推奨する。

図）ゾーンＤのレイアウト例

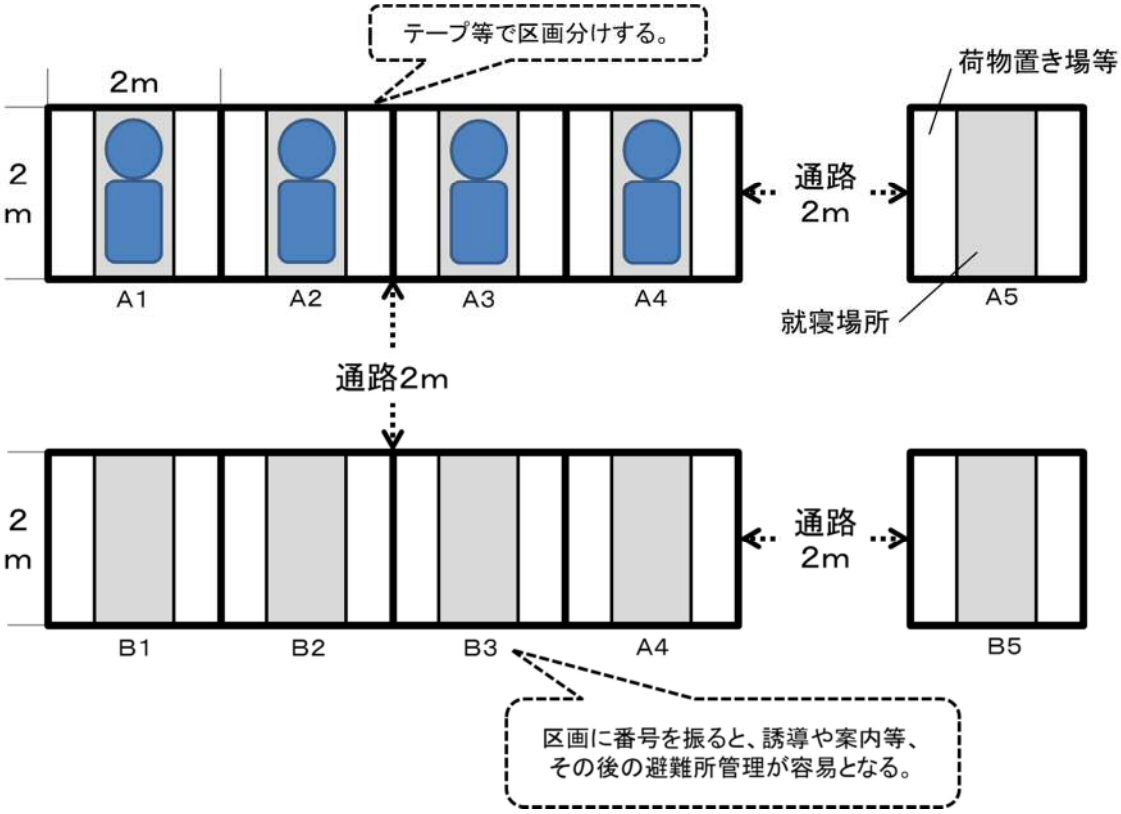

※　考え方

避難者１人分のスペースの中央を就寝スペースとし、両側を荷物置場等にすることで、隣との間隔を１ｍ確保する。

２　訓練に関すること

新型コロナウイルス感染症流行以前に想定していた避難所運営から、大きく変更する部分があるため、「Ⅳ－３－⑶　P. 11」に基づき、避難所開設訓練・避難所受付訓練、備蓄物資配給訓練および衛生管理訓練等の実施を検討する。

なお、訓練等の実施が難しい場合でも、特に衛生面への配慮方法等については、事前の確認を実施する。

３　備蓄品の確認

以下のとおり備蓄品を追加する。

品名	数量
非接触型温度計	１個
フェイスガード	検温者用　　２枚 一般受付従事者用　１枚

※　区民避難所派遣職員分を除く。

Ⅳ　避難所開設・運営に伴う留意事項

１　避難所運営従事者の安全対策

⑴　マスクを着用し、手洗いをこまめに行い、適宜アルコール消毒液で手指消毒を行う。

⑵　従事内容に応じて、ビニール手袋・フェイスガード等を着用し、感染予防を行う。

⑶　定期的に検温を行い、また、自身の体調変化に注意する。

⑷　発熱等の症状が出た場合は、ただちに業務を中断し、区民避難所派遣職員を通じて区災害対策本部の指示を受ける。

２　避難所運営従事者の役割分担

避難所運営会議で話し合い、次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の役割分担を行う。

	役割	人数	内容
1	ゾーン設営（主に開設時）	全員	各ゾーンの整備（片付け、仕切り等）、案内や動線の表示
2	検温・問診所	2	避難者の検温、健康状態の聞き取り
3	一般受付	2	受付、避難者名簿の記載
4	専用受付（区職員）	1	症状のある避難者等の受付、避難者名簿の記載
5	誘導	2	避難者の案内、誘導
6	物資	2	マスク、消毒液等の準備、配置、補充

※　人数はあくまで目安であり、役割も、避難所の状況に応じて追加・変更する。

※　症状のある避難者等については、区民避難所派遣職員が対応することを基本とする。

３　避難所における感染症対策

検温・問診所にて避難者全員の検温・健康状態の聞き取りを行った後、一般受付および専用受付でそれぞれの受付を行う。その際、一般避難者と症状のある症状のある避難者等の動線が交わらないように留意する。

受付・誘導の流れのイメージについては、資料２を参照する。

※　避難者にゾーンを割り振るまでの間、密にならないよう、一時待機スペースを用意する等の対応を行うとともに、気象状況等に応じ、屋根のある施設等において検温・問診を行う等、避難者に対し、柔軟に配慮する。

⑴　検温・問診所

ア　受付対応準備リスト（資料３）に基づき、用品を取り出す。

イ　非接触型温度計の電源を入れ、温度計が正常に作動するか確認する。

ウ　避難者に１～２ｍの間隔を開けさせて、１列に並べる。

エ　非接触型温度計の、測定センサー部分を額と垂直にし、額から約３ｃｍ離して検温する。検温の際は、避難者と距離を保つよう留意する。

オ　健康チェックリスト（資料４）に基づき健康状態の聞き取りを行い、一般受付または専用受付に誘導する。

カ　避難者以外に、むやみに外来者が出入りすることがないよう、入口の管理を厳正にする。

⑵　一般受付および専用受付

ア　受付対応準備リスト（資料３）に基づき、用品を取り出す。

イ　受付机に、アルコール消毒液を設置する。

ウ　避難者に１～２ｍの間隔を開けさせて、一列に並べる。

エ　避難者が名簿記入に用いる鉛筆類は、アルコール消毒液により、使用の都度、消毒する。

オ　マスクを持参していない避難者のため、備蓄のマスクを用意する。

※　避難者名簿を作成し、各避難者が滞在する部屋、スペース・区画等も記録する（新型コロナウイルス感染症の新規発症者が生じた場合にその濃厚接触者を後追いするため）。

※　避難者数（症状のある避難者等の人数等も含め）は、定期的に避難所運営会議および区民避難所派遣職員を通じて区災害対策本部に報告する。

図）受付に係る一連の流れのイメージ

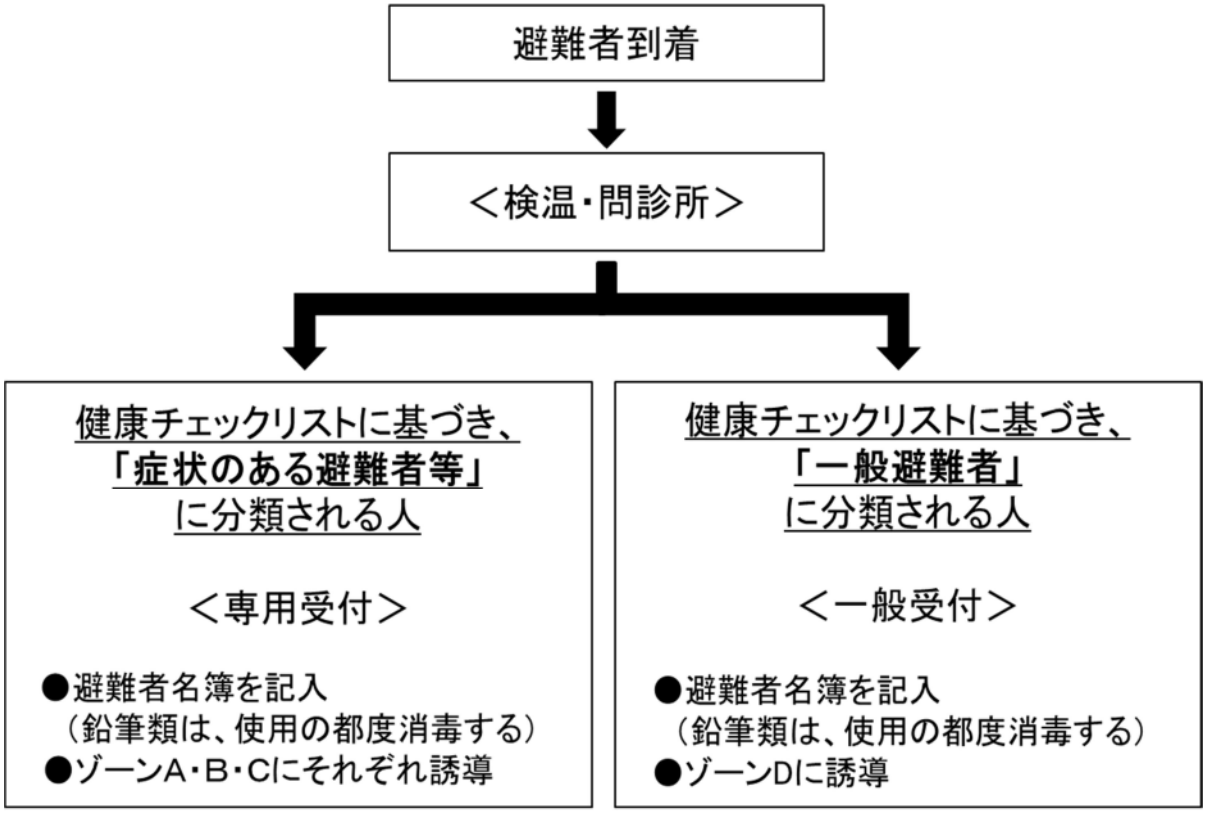

⑶　避難スペース等の設営

ア　避難スペースおよび動線の設営

(ｱ)　健康チェックリスト（様式４）の結果に基づき、以下のとおりゾーンを割り当て、それぞれ動線を分離する。

《ゾーンと対象者》

名称	対象者
ゾーンA	自宅療養者（感染者）
ゾーンB	濃厚接触者
ゾーンC	症状のある避難者
ゾーンD	一般避難者

※　対象者の判断基準については、ゾーニングの目安（様式４）を参照

(ｲ)　ゾーン内での移動については、専用通路・階段をそれぞれ用意することが望ましい。別々の通路・階段が難しい場合は、時間的分離や消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行う。ただし、一般避難者との兼用はしないこと。

(ｳ)　避難者が利用するトイレも同様に分離する。

(ｴ)　衛生管理のため、土足での立ち入りを禁止する。

(ｵ)　避難スペースでは、避難者間で２ｍ（最低１ｍ）の間隔を確保する。

※　感染症リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者および妊産婦等ならびに障害者等については、避難所内に専用スペースを設けることや別室に案内すること等を推奨する。

(ｶ)　避難スペースの入口を常時開放する等、十分な換気を行う。

(ｷ)　共同空間（受付、掲示板、電話スペース、充電場所、物資保管場所、手洗い場、トイレ、更衣室（男女別）、洗濯場・物干し場、ごみ置き場等）は、それぞれ密にならないように、工夫する。

※　共同空間の通路は一方通行として、できる限り通行者がすれ違わないようにする。可能であれば出口と入口を分けることが望ましい。

(ｸ)　各ゾーン内の割り振りおよび表示については、住所、性別、ニーズ、要配慮の状況等を考慮した割り振りに配慮する。

(ｹ)　割り振ったスペースへの誘導については、避難者自らが移動できるよう、案内看板等を用意する。

イ　表示等

施設内の案内表示および掲示物については、資料５を参照。

⑷　避難所生活の基本ルール

ア　避難者に求める生活規律

(ｱ)　マスクを着用し、手指消毒をこまめに行う。

(ｲ)　掲示された健康チェックリスト（資料４）を用いて、毎日の体温・体調の確認をする。

(ｳ)　避難者同士の間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）開けることを意識して過ごす。

(ｴ)　靴はビニール袋等に入れて各自で保管する。

(ｵ)　熱中症対策のため、こまめに水分を補給する。

(ｶ)　深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、定期的な軽い運動が推奨される。

イ　避難生活における日課

避難生活下で健康を維持するため、ラジオ体操等を日課にする。

＜日課の一例＞

07:00　起床
08:00　全体会議（朝）
08:30　館内清掃および検温①
10:00　ラジオ体操①
11:30　昼食の配給
16:00　ラジオ体操②
16:30　館内清掃および検温②
17:00　全体会議（夕）
18:00　夕食の配給
22:00　消灯

⑸　運営上の配慮事項

ア　情報共有（掲示板等）

(ｱ)　地域の被害情報や復旧情報等の様々な情報を避難者に提供するため、避難者向けの情報掲示板を設置する。

(ｲ)　感染症対策として、テープ類で掲示板周りのエリアを囲い、順番でエリア内に入る等、密にならない工夫をする。

(ｳ)　災害情報のみならず、感染症情報等についても、最新の情報提供に努める。

イ　健康状態と人員のチェック

(ｱ)　避難者全員に毎日の検温および、健康チェックリスト（資料４）を用いた確認を求める。

(ｲ)　症状がある避難者が発生した場合は、「Ⅳ－４　P. 16」の内容に沿って、対応する。

(ｳ)　避難者の退去等、避難者名簿に変更があった場合の修正は、避難所運営会議で管理を行う。

(ｴ)　避難者名簿と各ゾーンに実際に避難している人数が一致するよう、管理を行う。

ウ　避難者の要望事項の収集

(ｱ)　相談窓口および意見箱等を設置し、避難者の要望事項を収集・把握する。

(ｲ)　把握した要望事項は、避難所運営会議に諮り、可能な範囲で以後の避難所運営に反映する。区民避難所派遣職員は、要望事項を区災害対策本部に報告する。

エ　消毒

(ｱ)　特に多くの避難者等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等の共用部分）は一日を通じてこまめに消毒する。

(ｲ)　電話・携帯充電器等は、定期的に清掃や消毒を行うとともに、順番制にする等、密にならない生活ルール作りを行う。

オ　換気

(ｱ)　避難所内の通気性を保つため、可能な限り窓を開け、換気を行う。

※　30 分に１回以上、数分間程度、窓を全開にする。

(ｲ)　２方向の窓を同時に開けて換気をするが、窓が１つしかない場合は、ドアを開ける。

(ｳ)　換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。

図）換気の例

○窓が複数個ある場合

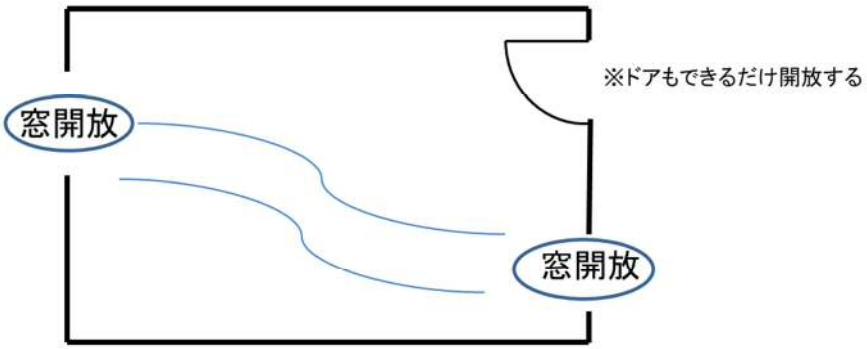

○窓が1つしかない場合

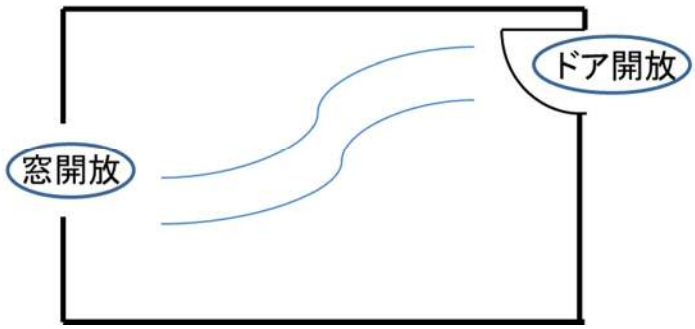

カ　食料配布

(ｱ)　調理する場合、調理従事者は、マスクに加えてビニール手袋を必ず着用する。

(ｲ)　作業台や配膳道具等を事前に消毒する。

(ｳ)　食器は、ラップをかける等の工夫をして、１回ごとに取り換えて再利用する。

(ｴ)　一人分ずつ小分けにして配食する。

(ｵ)　順番制にする等、配食時の密を避けるための工夫をする。

(ｶ)　避難者が食事の前の手指消毒を容易に行えるようにする。

(ｷ)　食事スペースについては設置を推奨しない。設置する場合は、順番制にする、向かい合わせのイスの配置を避ける、消毒を徹底等、感染症対策のための運用ルールを作成する。

(ｸ)　食べ残しや使い捨て容器については、避難者が自分で分別してごみ袋に密閉し、担当者が回収する。

(ｹ)　炊事場は使用後に必ず消毒する。

(ｺ)　症状のある避難者等については、各避難居室前に食料を置いて渡すとともに、使用した容器については、感染廃棄物として取り扱う。

キ　物資配布

(ｱ)　配布場所を複数設けたり、配布するタイミングを部屋ごとに分散したりする等の工夫を行う。

(ｲ)　物資配布従事者は、マスク、手袋等の着用を徹底する。

(ｳ)　物資配布の前後に机の消毒を徹底する。

(ｴ)　整列の際、２m間隔で印をつける（テープ類を用いる）等、動線を明示し誘導する。

(ｵ)　移動が困難な障害者や高齢者等もいるので、その場合には運営従事者等が直接配布する。

(ｶ)　症状のある避難者等については、各避難居室前に物資を置いて渡す。

ク　在宅避難者等への支援

避難生活が長期化した場合、在宅や避難所外で食料・物資を必要としている人には、避難所を拠点とした配布や健康相談等の支援を行うことも想定される。

物資等の配布を行う際は、避難所が混雑しないように、物資配布場所を確保する等の工夫を行うことが望ましい。支援方法等の詳細については、区民避難所派遣職員を通じて、区災害対策本部と調整する。

図）物資等配給の例

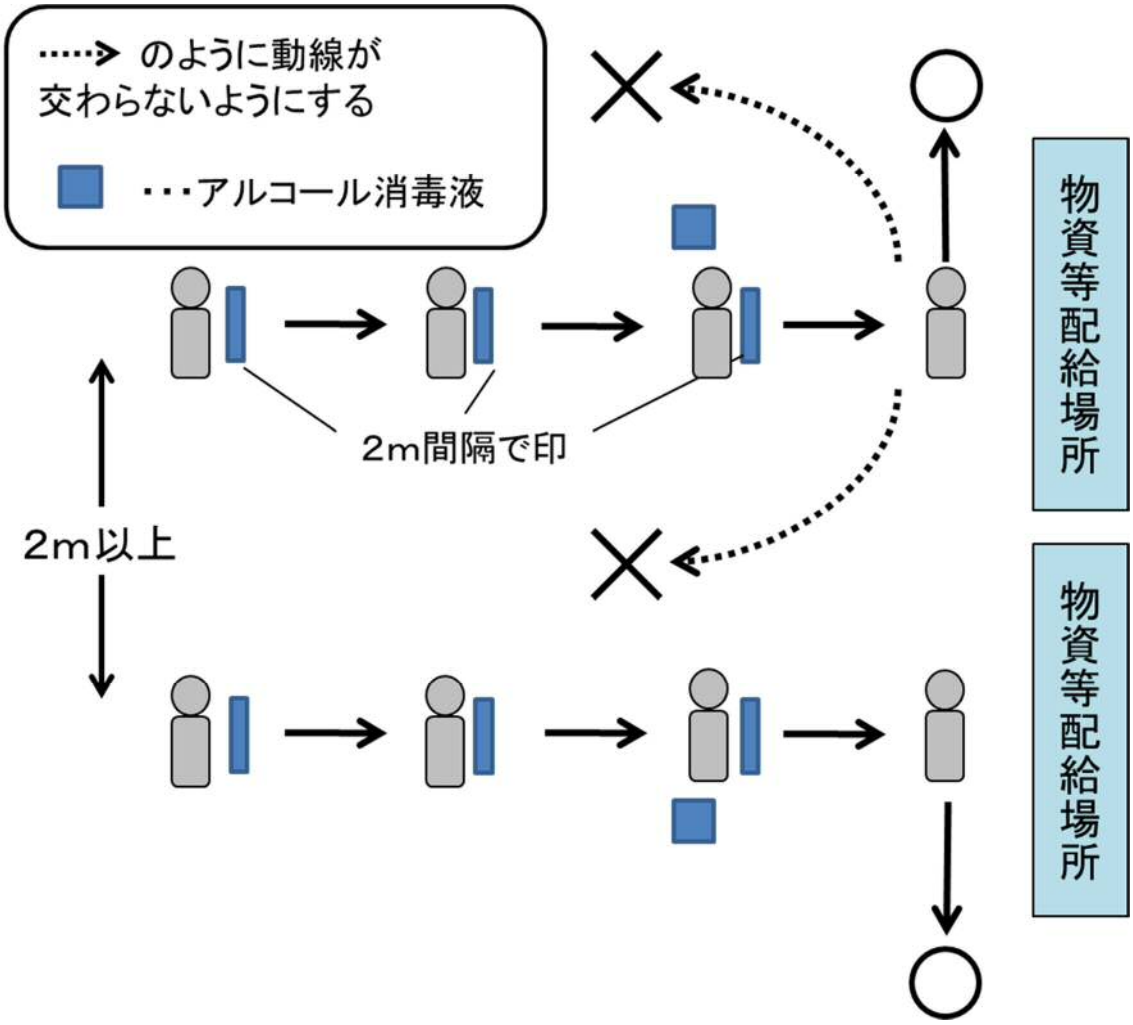

ケ　トイレ

(ｱ)　アルコール消毒液を設置する。

(ｲ)　定期的に換気を行う。

(ｳ)　掃除や消毒もこまめに行う。

(ｴ)　ドアノブ、水洗トイレのレバー等はこまめに消毒する。

※　トイレの床は、新型コロナウイルスが検出されやすいため、注意が必要。

(ｵ)　各ゾーンの避難者別にトイレを設置することを基本とするが、症状のある避難者等と一般避難者が使用するトイレは確実に分離する。

(ｶ)　トイレ前で密にならないルール作りを行う。

(ｷ)　洋式トイレでふたがある場合は、トイレのふたを閉めて流すよう表示する。

(ｸ)　手洗い場には石鹸・消毒液を設置し、トイレ使用後の手洗い・消毒を徹底する。

コ　ごみの廃棄（分別・集積・処分）

(ｱ)　普通廃棄物と症状のある避難者等から出る感染廃棄物は分け、ご

み袋に「感染対策」等の表示をする。

(ｲ) ごみ捨てを行った後は、手洗い等を行う。

(ｳ) 避難所運営従事に伴うごみ（避難所運営従事者のマスク等）は、感染廃棄物として扱う。

(ｴ) 感染廃棄物について、使用済みのマスク、ティッシュ、手袋等感染につながる可能性の高い物については、ごみ袋を二重にする。また、直接触れることのないように留意し、空気を抜いてから強く縛って廃棄する。

サ 掃除・整理整頓

(ｱ) 避難所内を衛生的に保つため、避難者同士が協力して定期的な清掃や寝具等の整理整頓が行われるよう、衛生管理に努める。

(ｲ) 避難所は定期的に換気を行い、ドアノブ、手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒する。

(ｳ) 共用スペース・居住スペース・トイレ等、避難所内の掃除のみならず、出入口やごみ置き場等の避難所周辺エリアの掃除も実施する。

(ｴ) 共用スペースや避難所周辺エリアの掃除は、避難者が交代制で行うことや、定期的に実施するように工夫する。

(ｵ) 居住スペースの掃除は、避難者各自が行うようにし、１日１回以上、定時に掃除時間等を設定し、実施するように生活ルールを定める。

(ｶ) 避難者は、寝具等の整理整頓も心掛けるよう、注意喚起する。

４ 症状の発生した避難者等への対応

⑴ ゾーンＤの避難者に、発熱・咳・息苦しさ等、新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出現した際は、同じ居室内全員の検温および健康状態の確認を行い、他に発症している者がいないか確認するとともに、検温等により、症状が確認された避難者全員をゾーンＣに移動する。併せて、区民避難所派遣職員を通じて区災害対策本部の指示を受ける。

⑵ 発症した避難者の居住スペースや避難所内の物品等については、消毒液（アルコール消毒液または家庭用漂白剤 濃度 0.05%）を浸み込ませたペーパータオル類で拭く。

５ 要支援者等に対する対応

⑴ 高齢者や基礎疾患を要する者は重症化するリスクが高いため、派遣された保健師等を通じ、健康状態の確認を徹底する。

⑵ 区民避難所での生活が困難または困難となるおそれがある者については、区民避難所派遣職員を通じて区災害対策本部と協議の上、二次・福祉避難所およびその他協定先への移送を検討する。

⑶ 基礎疾患等に関する個人情報の取り扱いには、十分留意する。

Ⅴ　避難所の閉鎖に伴う実施事項

１　避難所運営会議

区災害対策本部からの指示を受け避難所を閉鎖する場合は、次のとおり対応する。

⑴　避難所の撤収作業を行う際は、マスク、ビニール手袋を着用する。

⑵　区民避難所の閉鎖時は、備品および床、ドアノブ等の避難者が触れた可能性のあるものを可能な限り消毒し、拭き取る。

⑶　避難所閉鎖に伴い、一般避難者が使用した施設から発生したごみについては、「Ⅳ－３－⑸－ケ　P. 16」に準じて廃棄する。

２　区

⑴　施設管理者や区災害対策本部と相談を行い、避難所内の必要箇所の消毒を実施した上で、原状回復を行なう。

⑵　症状のある避難者等が使用した施設の消毒については、区民避難所派遣職員が行う。

Ⅵ　資料集

別冊「資料集」のとおり

Ⅶ　関連資料

・内閣府『避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について』（令和２年４月１日付）
・内閣府『避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について』（令和２年４月７日付）
・内閣府『避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について』（令和２年５月 12 日付）
・東京都『避難所における新型コロナウイルス感染症対応に関する留意事項について』（令和２年５月 13 日付）
・首相官邸 HP『３つの密を避けましょう』（令和２年３月２８日付）
・厚生労働省『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（令和２年３月２８日付　令和２年５月 25 日変更）
・東京都『新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ～「新しい日常」が定着した社会の構築に向けて～』（令和２年５月 22 日付）
・認定 NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）避難生活に関する専門委員会『新型コロナウイルス　避難生活お役立ちサポートブック』（令和２年５月 29 日）
・内部通知『区民避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組等について』（令和２年６月５日付）
・内閣府『新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン』（令和２年６月８日）
・東京都『避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）』（令和２年６月 30 日）

別冊

資料集

資料１

ゾーニングレイアウト例

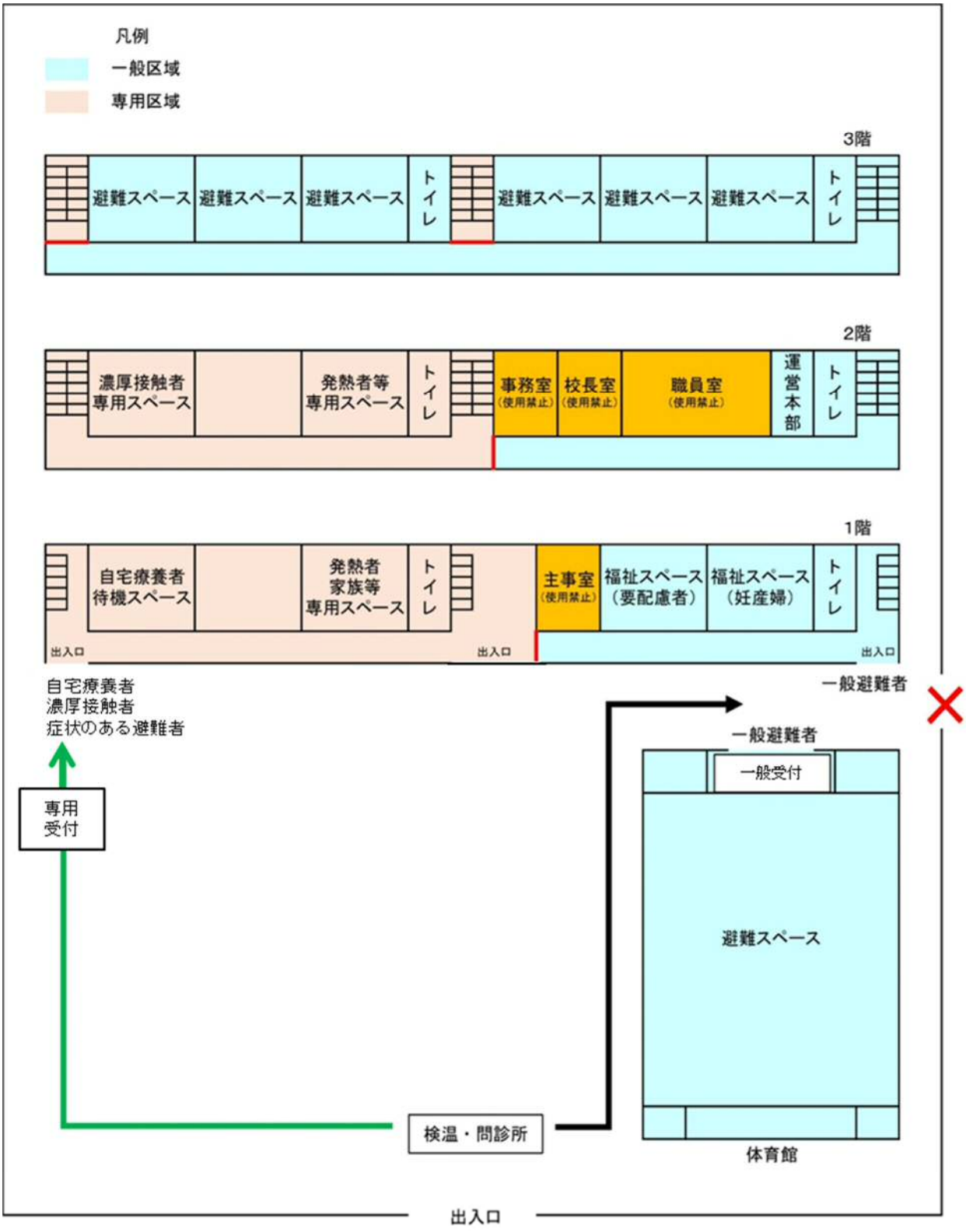

資料2

受付・誘導の流れ

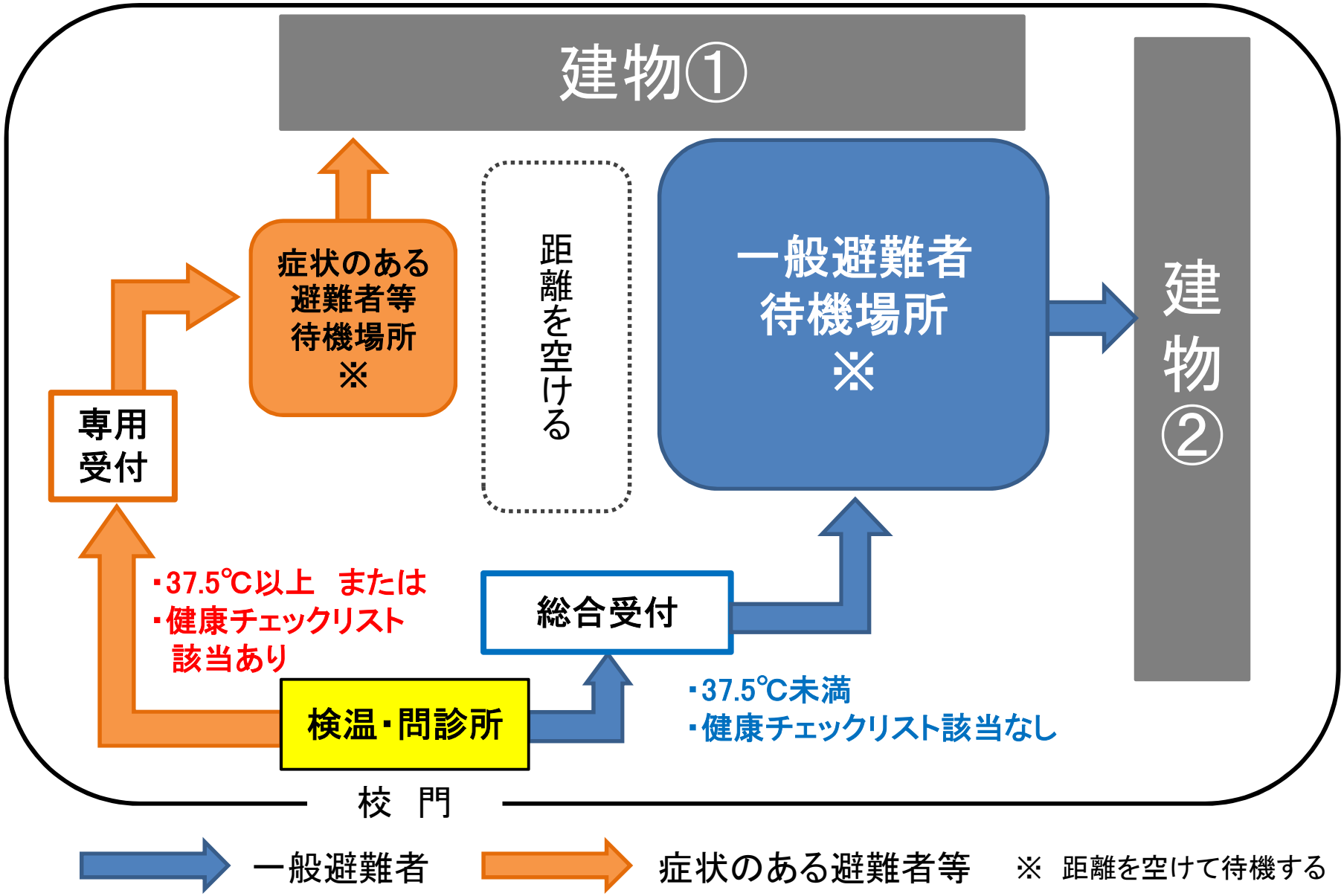

一般避難者　　症状のある避難者等　　※　距離を空けて待機する

資料３

受付対応準備リスト

検温・問診所

・用品リスト①１～５の用品を準備・装着して避難者の検温・問診を行ってください。
・一般避難者と症状のある避難者等の動線を分けるようにしてください。

【用品リスト①】

1	□	マスク	4	□	非接触型温度計
2	□	フェイスガード	5	□	健康チェックリスト（※資料４）
3	□	ビニール手袋			

一般受付

・用品リスト②６～10 の用品を準備・マスクを装着して一般避難者の受付を行ってください。
・名簿記入で使用した筆記具や机はこまめにアルコール消毒を行ってください。

【用品リスト②】

6	□	マスク	9	□	筆記具
7	□	アルコール消毒液	10	□	机
8	□	避難者名簿			

専用受付

・症状のある避難者等への対応のため、原則区民避難所派遣職員が対応します。
・一般避難者と動線が交わらないよう注意し、下記用品を装着して対応します。

【用品リスト③】

11	□	マスク	15	□	机
12	□	アルコール消毒液	16	□	フェイスガード
13	□	避難者名簿	17	□	ビニール手袋
14	□	筆記具			

資料４

健康チェックリスト

＜チェック項目＞

①	□	現在、新型コロナウイルス感染症の陽性の判定を受けていますか？
②	□	濃厚接触者として健康観察中ですか？
③	□	過去１４日以内に、海外に渡航しましたか？
④	□	現在の体温は、３７．５度以上ですか？
⑤	□	高熱（３７．５度以上の熱）が数日以内にありましたか？
⑥	□	強いだるさがありますか？
⑦	□	息苦しさ、咳や痰、喉の痛みはありますか？
⑧	□	においや味を感じにくいですか？
⑨	□	その他、感染したかもしれないと心配になる症状はありますか？

＜ゾーニングの目安＞

ゾーン	状態	判断基準	対応
A	自宅療養者	チェックリスト①にチェックがついた人	暫定的に専用のゾーンへ案内する。 移動など、その後の対応について災害対策本部（保健衛生部）に支援要請する。
B	濃厚接触者	②にチェックがついた人	
C	症状のある避難者	の③～⑨で一つでもチェックがついた人	
D	一般避難者	何もチェックがつかなかった人	一般避難者用のゾーンに案内する。

（出典：「新型コロナウイルス　避難生活お役立ちサポートブック」認定ＮＰＯ法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク　令和２年５月１１日発行　を基に品川区が一部改変）

資料５　表示

避難所での感染症拡大防止にご協力をお願いします

①　避難者
検温・問診所

検温・問診後、

●一般避難者の方は、②避難者名簿記入に進んでください。

●濃厚接触者・発熱等のある方は、専用スペースに案内します。

資料５　表示

感染症予防のため
避難所内では
マスクを着用

資料５　表示

こちらで 手指消毒 をして、

②避難者名簿記入

にお進みください。

資料５　表示

間隔を２ｍ程度空けて、順番にご記入ください。

②　避難者
名簿記入

●筆記具を持参している方は、お持ちのものをご使用ください。

●カード記入後は、③避難者受付にご提出ください。

資料５　表示

順次案内します。間隔を２ｍ程度空けてお待ちください。

③　一般受付

（避難スペースを指定します）

●妊婦や障害者など配慮が必要な方は、お申し出ください。

資料５　表示

順次案内します。間隔を２ｍ程度空けてお待ちください。

③　専用受付

（避難スペースを指定します）

●妊婦や障害者など配慮が必要な方は、お申し出ください。

資料５　表示

感染予防にご協力をお願いします

施設内は土足禁止

ここで室内履きに、履き替えてください。

靴はビニール袋に入れて、お持ちください。

資料５　表示

感染予防にご協力をお願いします

入室時はここで

手指消毒をしましょう

ここから先

資料５　表示

専用区域

関係者以外 **立入禁止**

資料５　表示

ここから先　専用区域

自宅療養者待機スペース

出入口

（ゾーンＡ）

資料５　表示

ここから先　専用区域

濃厚接触者専用スペース

出入口

（ゾーンＢ）

資料５　表示

ここから先　専用区域

症状のある避難者専用スペース

出入口

（ゾーンＣ）

資料５　表示

ゾーンＡ

自宅療養者
専用スペース

資料５　表示

ゾーンＢ

濃厚接触者
専用スペース

資料５　表示

ゾーンＣ

症状のある避難者
専用スペース

資料５　表示

ゾーンＡ

自宅療養者
専用トイレ

（自宅療養者以外は使用禁止）

資料５　表示

ゾーンＢ

濃厚接触者
専用トイレ

（濃厚接触者以外は使用禁止）

資料５　表示

ゾーンＣ

症状のある避難者

専用トイレ

（症状のある避難者以外は使用禁止）

資料５　表示

ゾーンＡ

自宅療養者
専用階段

（自宅療養者以外は使用禁止）

資料５　表示

ゾーンＢ

濃厚接触者
専用階段

（濃厚接触者以外は使用禁止）

資料５　表示

ゾーンＣ

症状のある避難者
専用階段

（症状のある避難者以外は使用禁止）

資料５　表示

ゾーンＡ

自宅療養者ゾーン

ここまで

この先 立入禁止

資料５　表示

ゾーンＢ

濃厚接触者ゾーン

ここまで

この先 立入禁止

資料５　表示

ゾーンＣ

症状のある避難者ゾーン

ここまで

この先 立入禁止

資料５　表示物

手洗いは食中毒・感染症予防のキホンです

水が使える場合の手洗いの手順

1 流水で手を洗い、石けんをつける。

2

手のひら

3

手の甲

4

指先・爪の間

5

指の間

6

親指（手のひらで包んでねじり洗い）

7

手首

8 流水ですすぎ、ペーパータオルや清潔なタオルで水分を拭き取る。
（水分が残っていると消毒効果が減る）

9 十分な量の消毒剤を手のひらにとり、②～⑦の順で手全体によくすりこんで、自然にかわかす。

水が使えないときは・・・

1 おしぼりやウェットティッシュで、汚れをよく落とす。

2 十分な量の消毒剤を手のひらにとり、手洗い②～⑦の順で手全体によくすりこんで、自然にかわかす。

手洗いのポイント

よごれが残りやすいところ

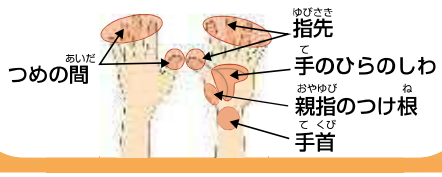

手ふき用タオル

東京都福祉保健局

出典：「避難所ですぐに使える食中毒予防ブック　第２版」東京都健康安全研究センター
企画調整部健康危機管理情報課　令和元年７月発行

資料５　表示物

塩素系消毒液の作り方マニュアル
（次亜塩素酸ナトリウム液）

塩素系消毒液は塩素系漂白剤※等を希釈して作ります。
塩素系消毒液は使い方を間違えると効果がなくなるだけでなく、思わぬ事故につながることがあります。用途に応じた希釈や使用、保管時の注意事項を守りましょう。
※ ハイター、ブリーチ、ブライト、ピューラックス、ジアノックなど

動画で見たいときは
こちらから

希釈方法

おう吐物、ふん便の処理時　希釈後の濃度 約0.1％

原液濃度５～６％の場合

500ml のペットボトル１本の水に
原液 10ml（ペットボトルのキャップ２杯）

２リットルのペットボトル１本の水に
原液 40ml（ペットボトルのキャップ８杯）

調理器具、トイレのドアノブ、便座、衣類等の消毒　希釈後の濃度 約0.02％

原液濃度５～６％の場合

２リットルのペットボトル１本の水に
原液 10ml（ペットボトルのキャップ２杯）

使用するときの注意事項

・手指の消毒には絶対に使用しないでください。
・使用する際は十分に換気してください。
・有毒ガスが発生するため、酸と混ぜて使用しないでください。
・汚れが残ったまま使用すると効果が弱まります。できるだけ汚れを落としてから使用してください。
・漂白作用があります。容器の「使用上の注意」を確認してください。
・商品により塩素濃度が異なるので表示などを確認してください。

保管するときの注意事項

・希釈液をペットボトルで保管するときは、誤飲しないよう、容器に目立つように薬品名や濃度、希釈日を記入しておきましょう。
・原液、希釈液ともに、直射日光の当たらない場所で保管しましょう。
・危険なので子供などの手の届かないところに保管しましょう。
・希釈したものは時間が経つと効果が減っていくので、できるだけすぐに使い切りましょう。

出典：「避難所ですぐに使える食中毒予防ブック 第２版」東京都健康安全研究センター
企画調整部健康危機管理情報課　令和元年７月発行

様式５　表示物

いつもキレイに！

トイレ清掃マニュアル

トイレが不衛生だと、感染症のまん延が懸念されるだけでなく、衛生上の問題（トイレ以外の場所がトイレとして使用される）などが発生するおそれがあります。トイレは定期的に清掃し、清潔に保ちましょう。

用意するもの

- 使い捨て手袋
- ゴム手袋
- 使い捨てマスク
- 使い捨てエプロン
- 塩素系消毒液※（塩素系漂白剤等を希釈）
- バケツ
- 雑巾（拭くもの）
- 新聞紙
- ほうき
- ちりとり
- モップ
- 便器用ブラシ
- トイレ用洗剤
- ごみ袋

※ハイター、ブリーチ、ブライト、ピューラックス、ジアノックなど

1 マスクと使い捨て手袋を着用する。
（塩素系消毒液やトイレ用洗剤の原液、ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。）

2 トイレのドアや窓を開け、換気する。

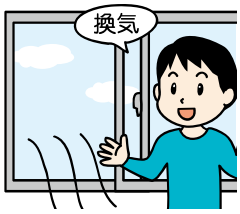

3 バケツに水を入れ、塩素系消毒液（0.02%）を作る（資料８）。

4 トイレ内の備品（ごみ箱、サニタリーボックス等）を外に出し、ほうきで床をはく。汚物があった場合は、新聞紙等で汚染を広げないようにふき取る。

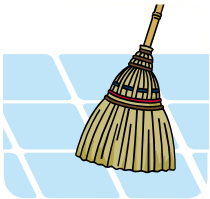

5 塩素系消毒液（0.02%）に浸して絞った布等で、手の触れる部分を拭く。
（水道の取っ手→ドアノブ→手すり→水洗レバー→ペーパーホルダー）

6 塩素系消毒液（0.02%）に浸して絞った布等で、汚れの少ない方から順に拭く。
（手洗い器→タンク→フタ→便座→便器の外側）

7 塩素系消毒液（0.02%）に浸したモップでトイレ全体の床を拭く。

8 便器の内側は、汚れがあれば便器用ブラシで擦り落とす。その後、トイレ用洗剤の原液をかけ、２～３分後にこすらずに水で流す。

9 清掃用具を片付ける。繰り返し使うものは、洗浄し、塩素系消毒液（0.02%）に30分～60分浸して消毒する。（汚物に直接触れた用具は塩素系消毒液（0.1%）で消毒する。）

10 清掃が終わったら、手袋を外して手を洗い、乾燥後、手指を消毒する。
（資料 11、多言語版：資料 12）

トイレの清掃作業に従事した後は、調理作業は避けてください。

出典：「避難所ですぐに使える食中毒予防ブック第２版」東京都健康安全研究センター
企画調整部健康危機管理情報課　令和元年７月発行